

令和4年第1回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

令和4年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和4年6月7日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 6時03分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町一般会計補正予算（第17号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 14 報告第 9号 令和3年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 15 報告第10号 令和3年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 16 議案第 1号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 2号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 18 議案第 3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 19 議案第 4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 20 議案第 5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 21 議案第 6号 令和4年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 22 議案第 7号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 23 議案第 8号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 24 議案第 9号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 25 議案第10号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 26 議案第11号 工事請負契約の一部を変更することについて
【森町汚泥再生処理センター建設工事】
- 27 議案第12号 財産の取得について【汚泥再生処理センター施設作業車】
- 28 議案第13号 財産の取得について【小型動力ポンプ付積載車】
- 29 議案第14号 財産の取得について【特殊浴槽】
- 30 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 31 請願第 1号
- 32 意見書案第1号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書
- 33 意見書案第2号 国民の休日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 34 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 35 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 36 意見書案第5号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 37 意見書案第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 38 意見書案第7号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書
- 39 意見書案第8号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 40 議員の派遣について
- 41 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋君	副議長 1番	菊地 康博君
2番	山田 誠君	3番	佐々木 修君
4番	高橋 邦雄君	5番	伊藤 昇君
6番	加藤 進君	7番	堀合 哲哉君
8番	東 隆一君	9番	河野 文彦君

10番 宮本秀逸君
12番 木村俊広君
14番 松田兼宗君

11番 檀上美緒子君
13番 久保友子君
15番 斉藤優香君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	釣隆吉君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事	東克宏君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本政君
防災交通課長	柴田正哲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	柏渕茂君
保健福祉課長	宮崎弘光君
保健福祉課参事	萩野友章君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎涉君
住民生活課長	阿部泰之君
子育て支援課長	野崎博之君
環境課長	川口武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹君
農林課技術長	濱野真行君
農林課参事	佐藤司君
水産課長	岩井一桐君
商工労働観光課長	奥山太崇君
建設課長	富原尚史君
建設課技術長	伊藤正吾君
砂原支所長	伊落合浩昭君

地域振興課長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	金	丸	義	樹	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	河	野		淳	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	敦	賀	靖	之	君
病院事務長	安	藤		仁	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 次 長	松	居	順	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小	田	桐	克	幸	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	関			孝	憲	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君	
総 務 係	水	嶋	篤	市	君	
財 政 係	村	井		涉	君	
行革DX推進係	水	口	祐	太	君	

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町一般会計補正予算（第17号）
- 3 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 4 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 5 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 6 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 10 報告第 9号 令和3年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 11 報告第10号 令和3年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 12 議案第 1号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 2号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 15 議案第 4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 16 議案第 5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 17 議案第 6号 令和4年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 18 議案第 7号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第 8号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第 9号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第10号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 22 議案第11号 工事請負契約の一部を変更することについて
【森町汚泥再生処理センター建設工事】
- 23 議案第12号 財産の取得について【汚泥再生処理センター施設作業車】
- 24 議案第13号 財産の取得について【小型動力ポンプ付積載車】
- 25 議案第14号 財産の取得について【特殊浴槽】
- 26 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 27 請願第 1号
- 28 意見書案第1号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書
- 29 意見書案第2号 国民の休日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 30 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30

人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

- 3 1 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 3 2 意見書案第 5 号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 3 3 意見書案第 6 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 3 4 意見書案第 7 号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書
- 3 5 意見書案第 8 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 3 6 議員の派遣について
- 3 7 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和4年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴を中止しているほか、飛沫拡散対策のため行政報告並びに一般質問及びそれに対する答弁等を除き、基本として議案等の審議は全て自席において着席で行うこととしますので、ご協力をお願いいたします。また、おおむね1時間ごとに換気の時間を取りますので、併せてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、宮本秀逸君、11番、檀上美緒子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から6月8日まで2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 令和4年森町議会6月会議におきまして、私より行政報告させていただきます。令和3年12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げ

げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

森町では、3月下旬から4月中旬にかけて、新型コロナウイルス感染症に感染された方が多数確認されました。特に3月27日から4月9日までの2週間では、合計で384名もの陽性確認となったところであります。町では、この感染者急増を受け、4月2日より自宅療養等をされている方に北海道からの支援が届くまでの間、約2日分の食料品や日用品等の支援物資の提供を開始したところであり、これまでに約166世帯599人の方に物資を提供したところであります。現在は、一時と比べると感染は比較的落ち着いている状況ではありますが、安心して療養できるよう当面この取組は継続してまいります。

去る4月12日、森町と福島県西会津町、滋賀県日野町、鹿児島県肝付町の4町は、仮想現実、VRを活用したまちづくりを進めるため、越境自治体技術革新研究会を設立しました。同日オンラインで設立総会が開かれ、私を含め4町の町長のほか職員等11名が出席しました。総会は、VRゴーグルを装着し、アバターと呼ばれる参加者の分身が同じ仮想空間に集まり、会議ができる最新技術を用いて開催されました。会議では、各町のデジタル化の取組について発表したほか、仮想現実社会をベースにした地域交流、4町広域ふるさと納税、情報システムネットワーク等の研究を令和4年度の活動内容として行うことを確認しました。

さて、昨年より1日早い4月26日の開花宣言を皮切りに、4月29日から5月8日にかけての10日間、第73回もりまち桜まつりが3年ぶりに開催され、青葉ヶ丘公園内は多くの来場者が催しや花火を楽しみました。4月29日正午から行われたオープニングセレモニーでは、河野昭彦森観光協会会長の挨拶の後、来賓によるテープカットで幕を開けました。今年の桜まつりは、感染対策が図られた企画運営となりましたが、森観光協会をはじめ様々な団体の協力を得て、心待ちにしていた多くの来場者と共に幕を下ろしました。

北海道電力株式会社が保有する濁川森地熱発電所がバイナリー方式にて発電する森バイナリー発電所の建設が4月より着工するに当たり、去る5月20日、起工式に出席してまいりました。事業実施については、北海道電力株式会社が主体となり、3社による森バイナリーパワー合同会社を設立し、事業計画の検討段階から地元濁川町内会を通じ地域住民への説明、意見交換を重ね、計画を進めておりました。また、この事業にて有効利用する還元熱水は、北海道電力が濁川ハウス組合へ提供している熱水とは別系統であるため、現状のハウス栽培に対する温度低下などの影響はないとの説明を受けております。運転開始が来年11月を予定しているとのことで、今後も濁川地域のさらなる発展と行政、事業者等が共に森町の再生可能エネルギーの進展並びに地球温暖化防止に努めていくことが望ましいと思うところであります。

さて、昨年度から3か年で展開しております木造公共施設森町モデル事業において令和3年度の成果発表会を5月29日、森町公民館で開催しましたので、報告いたします。当日は、行政、各団体、林業関係者、町民等73名の参加で開催されました。講演では、私から森町の森林資源について発表し、森町モデル推進協議会の大橋委員による「森町の木は強

い」、笹谷委員の「ダビンチ橋の実現」、ウツミ委員の「森づくりとまちづくりをつなげる木造公共建築の可能性」、最後に高田委員長による「10年後の森町」と題して森町モデルの事業成果を発表しました。今後は、町民参加型のまちづくりワークショップを年4回開催してまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により町内会をはじめ各団体との会議等が減少し、町民の皆さんの声を直接聞く機会が減っているため、各町内会との意見交換会を行いたいと考え、先日各町内会に対し開催のご提案をさせていただきました。意見交換会を希望される町内会は、ぜひお声がけいただきたいと思います。

以上、主立った事項についてでございましたが、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。なお、会議規則第56条第1項の規定により、質疑については3分以内、討論については5分以内としますので、ご協力をお願いします。

初めに、地域プロジェクトマネジャー制度の導入について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

地域プロジェクトマネジャー制度の導入について。令和3年度地方財政対策として、総務省が新設する地域プロジェクトマネジャーの制度が導入されました。これまでに自治体が受け入れてきた地域おこし協力隊とは別に、地域、行政、民間、外部の関係者をつなぎ、調整や橋渡しをしながら実質的にプロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を自治体が雇用する場合に国が財政支援する制度です。プロジェクトの進捗状況を管理できる人材を任用する場合、採用できる人数は1市町村当たり1名で、1人当たり年間で650万円を上限として特別交付税が3年間措置されます。森町にも地域おこし協力隊が複数名任用されておりますが、協力隊の制度は細部を見れば様々な問題を抱えております。町が喫緊の課題として推進していく必要のある事業においては、当町職員のみならず外部からの人材活用も一つの手段であり、この制度を有効に活用し、プロジェクトの推進を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

地域プロジェクトマネジャー制度とは、地方自治体が自らの地域を活性化させるための重要プロジェクトを実施する際に規模や対応に応じて、行政だけではなく地域、民間企業、関係団体及び外部専門家などが連携して取り組むことが重要となりますが、そうした関係者間の橋渡しをしながら、現場責任者としてプロジェクトを推進していくことのできる人材の確保が必要であるとの考えにより創設された制度であります。

今回高橋議員より森町でも地域プロジェクトマネジャー制度を活用してはいかがかというご提案ですが、地域プロジェクトマネジャー制度は、多様な主体の連携による地域活性化を進めていく上で効果的な手法の一つであると認識しております。総務省の示している地域プロジェクトマネジャーの資質や人物像としては、地方や地域の実情への理解があり、専門的知識やそれを生かした仕事経験、その経験を通じて得た人脈を有し、プロジェクトを実施する地域にも早期になじむことができる、または既に一定の良好な関係を有しているといったことが挙げられており、地域要件としては地域おこし協力隊と同様に3大都市圏をはじめとする都市地域等から条件不利地域へ住民票を異動させた者となっており、非常にハードルが高い人材となっております。

地域プロジェクトマネジャー制度は、昨年度からスタートした事業であり、他の市町村での活用事例もまだ少ない状況となっております。このことから、現状としましてはこれまでと同様に行政と地域、民間企業、関係団体及び外部専門家との良好な関係性を構築しながら地域課題の解決に取り組んでいきたいと考えておりますが、今後については地域プロジェクトマネジャー制度の活用に関しても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） では、再質問させていただきます。

町長がおっしゃったとおりに都市部のマンパワーを地方へつなぐ仕組みの一つとして導入されました地域おこし協力隊、開始から11年超経過しております。地道な地域づくり活動を中心に着実に成果を上げているものだと認識しております。ですが、隊員の増加に伴い、隊員が地域活性化に向けたプロジェクトに従事する事例もまた増えてきております。こうした事例を成果へつなげていくためには、それに必要な体制をしっかりと構築することが重要であります。地方自治体がプロジェクトの実施により着実に成果を上げていくためには、専門的知識や経験を持ち、プロジェクトに関わる多様な主体の考え方や発想を理解して、それらの間を適切に調整し、及び橋渡ししながら関係者をチームとしてまとめ上げ、現場の責任者としてプロジェクトを推進していくことのできる人材を配置することが必要でもあります。

また、任用に当たっては、道内、全国的に任用することに力を入れております。重要なプロジェクトを担う人材を地域に呼び込むための支援策も講じております。また、任用後は、各自治体が推進するプロジェクトの成功例、まだ少ないですけれども、この中には観光、移住、産業、PR事業、企業誘致など多くの事例も報告されてはおります。国の財政

支援もありますので、このような制度をうまく使って進めていくことが将来の森町には必要であると考えますが、再度伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

高橋議員ご指摘のとおり、地域おこし協力隊制度が始まりまして非常に素晴らしい効果の出た反面、いろいろな課題というのも実際に出ている状況でありまして、そちらの解決とともに、さらなる町の課題に対して地域おこし協力隊がどのように関わっていくのか、そして地域おこし協力隊にとっては行政は選ばれる立場であると私は認識しております。そういった意味でも総合的にこの森町で活躍していただくために彼らに必要なものは何なのか、環境として構築していかなければならないものはどういったものなのかということは、しっかりと今後も検討して進めていきたいと考えております。

そして、地域おこし協力隊もそうですが、国の総務省のほうから様々な人材の派遣制度といえますか、本当に多様な制度がございまして、財政措置もかなり優遇されているものが多数あります。そこは議員おっしゃるとおり十分に活用して、いろいろな人材を様々な課題に対して相応した方々を組み入れていけるような、そのように柔軟に、積極的に活用していきたいと思っております。

今後は、まずはしっかりと現状いる地域おこし協力隊、当然まだまだ私は足りないと思っています。担当課に1人ぐらいいてもいいのかなと思うくらいではありますが、そこはしっかりと受入れ態勢と、繰り返しになりますが、彼らがこの森町で活躍するために必要なことをもっともっと精査して具現化していく、それが必要だと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 地域プロジェクトマネジャー制度の導入についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、森町所有公有財産の管理等について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 通告に従いまして、1問質問させていただきます。

地方公共団体の財産は、良好な状態で管理し、その所有目的に応じて最も効果的にこれを運用しなければならないと地方財政法第8条に規定しておりますけれども、森町において土地、建物の管理が適正に執行されているか甚だ疑問がございまして、点在している遊休的建物、廃校、休校、住宅、会館等々は火災保険料等、また電気、水道等の維持管理費がかさみ、財政を圧迫しているのではないかなど、そういうふうな思っております。町民には空き家対策をきちんと行ってくださいというようなことで指導、お願いをしておりますが、町自体が全然処理されていないのが現状かと思われまして。特に廃校となりました旧教職員住宅、または職員住宅の放置状態がありまして、倒壊につながる被害や衛生上の影響、害鳥獣の増殖、防犯、防災上の観点からも好ましくはございません。町の土地利用計画区域以外の土地、建物については早めに処理、これは転売か取壊し等を行いまして、きちんと

としたまちづくりを推進すべきでないかなど、そういうふうを考えております。大きな建物、土地は民間の希望者へ転売し、観光産業、各種生産工場や介護福祉事業者等への産業の創出及び定住促進を推進しまして、有効活用を図るべきであると思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町が保有している遊休的な建物のうち、現在休校となっている石谷小学校、石倉小学校、濁川小学校については、災害時の避難所として利用されていることから、維持管理について必要最小限の範囲で実施しております。また、使用されていない教職員住宅や地区会館、普通財産となっている旧公共施設等については、老朽化の度合いや付近の環境保全等を総合的に勘案し、優先度の高い建物から順次解体を実施していきたいと考えております。

次に、町有地及び町有の建物の売却ということですが、建物につきましては一部を除き老朽化が著しい物件が多いため、前段申し上げましたとおり、解体を前提に考えております。遊休的な町有地に関しましては、個人、法人問わず購入希望があれば随時売却の手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今町長いろいろ濁川、石谷、石倉等々お話ししましたけれども、結構ございます。尾白内もございますし、砂原も今のパーク場の下もございます。やっぱり環境的な問題が非常に悪い。町長、現場、忙しいところですけども、確認したことございますか。ああいうのを見たら、よくこういうところに住んでいたなというふうな気もないわけではないです。

取り壊さないのはいろいろ理由があると思うのだけれども、例えば市町村共済組合、または公立学校共済からの資金の借入れして建てたものであれば、未償還分があれば、期限があれば、まだ取壊しできないよということであれば繰上償還をしなければならぬとかそういういろんな理由もあるにしても、そういうことはやむを得ないと思いますけれども、これからは不用な住宅、今町長も言ったようにそれらの各施設等が老朽化しまして、ますます増えてくる時期に来ているのです、見たとおり。となると、財政的に負担が増大してくるわけです。そうなりますと、一般財源が相当消費されますとほかの事業ができないということにもなりかねませんので、やっぱりきちんとした整理の対応策を、できれば年次計画を作成して、町長はすぐやりますと言っていますけれども、そういうものを作成して、順次はつきり町民、または議会等に分かるような資料を出して、今度こういうふうには森町はしますというようなことで環境整備にも力を入れると、住みやすい森町をつくるのだというような意識を表明していただければいいかと、そういうふうには私は思っていますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本当に見た目が悪くなるというか、環境の悪化、そして近隣に

お住まいの方々からの景観の悪化というか、そういったものは非常に懸念というか、きれいにすべきであると私は思っております。本当に有効活用できるものは有効活用して、外部の事業者ですとか様々な形態の法人の皆様にお貸ししていくというのは、これは積極的にまずは情報交換、そしてそういう姿勢であるということをご各事業者様ですとか、そういう団体の方にお示しするというのも大事だと思うのですが、そこはしっかりアピールしつつ、先ほどの答弁させていただきましたとおり、ご要望があればしっかりと応じていきたいと思っております。そして、使わなくなったことが決定して、何もせずほったらかしておくというのが一番物を悪くする原因なのかなと思っております。今後閉所ですとかいろいろな判断をしていくときに、施設が空いた、行政として活用する手段がないということが判明したときにはリアルタイムにそれを利活用を募集していると、その旨をしっかりとアピールして、すぐ活用していただけるような算段に進めるように働きかけていきたいと思っております。

そして、年次計画のお話をいただいたのですけれども、こちらはどのような年次計画かというところはちょっと検討させていただきたいのですが、取壊し、使わない、もう駄目になったものを壊すというところに関しては、予算との絡みで優先順位を決めて、そこは壊していくと。有効活用をする、施設をどういったふうに事業を行っている方、法人の方々に貸していくというところに関しては、まずはその都度話が決まりましたら当然議会の皆様にはご報告させていただきますし、それをどのように情報として外部に公開していくかというのもしっかりと検討して、有効的に、効果的に進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 有効活用、また要望があれば応じたいと。こういうのを町長、毎月毎月は必要ないですけれども、三半、四半期ごとに例えば町の広報だとかああいうのを利用して、やっぱりPRして処理したほうがいいということを申しつけておきたいと思っております。

私がなぜこういうことを言うかといいますと、町長、今後森町は役場庁舎の建設、または公民館、あとは図書館、今回予算も出ますけれども、保育所、あとはスポーツセンター等々の公共的な建設事業がめじろ押しにあるわけなのです。それらを財源的にやっていくということになると、相当金がかかるということになります。だから、私がいつも申し上げているように、ふるさと納税の制度があるうちに財政基金に財源を積んで積立てをしていかなければ、今後何もできなくなるよということはそこなのです。こういう住宅だとかいろいろな取壊しに、公営住宅もそうですけれども、相当数あるわけですから。幾らかかるか分かりますか。半端な金額でないと思っております、これ。そういうことを頭に入れて、先ほどから言っているように建物だとかそういうものは早めに処理していったほうがいいし、財政的運営が大変になるから、これからの部分についてはそれらを念頭に入れた上で処理する

ような計画を担当課にもつくらせて、実施していかないと大変なことになると思います。その辺も含めて、町長、再度ご答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本当に老朽化が進んでいる公共物が非常に森町は多いと思っています。そして、プロジェクトとして第一歩を踏み出すのが本当に、様々な物件はありますが、早急にここは進めていかなければならないと思っております。

その中で、財源というお話も議員のほうから今出ました。おかげさまでふるさと納税は非常に好調でございます、町外の様々な皆様から多くのご寄附をいただいているところでございます。しっかりとその使い道というか、まずはその基金というところをしっかりとつくって積み上げていくというところは、できる限りお示ししていきたいと考えておりますし、そして企業版ふるさと納税というものもございまして、お金の流れと森町の事業のどういったこのまちづくりを進めていくかというところを町民の皆様と議会と行政と一緒にやってつくり上げていくという、そういう仕組みもございまして。そういったふるさと納税の仕組みをしっかりと生かして、財源を確保しながら、早急に様々なプロジェクト事業は解決に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町所有公有財産の管理等についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、新型コロナ対策について、森幼稚園の耐震化について、尾白内町有地の残置物処理の責任について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

まず初めに、新型コロナ対策についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1問目、新型コロナ対策についてお願いいたします。

新型コロナ感染症は、変異株が次々と出てくる中3年を過ぎ、第7波まで数えています。特に森町では、今年になってから子供たちや病院関係などでの感染もあり、1週間の新規感染者が最大201名を数えました。今でも2桁の新規感染者が出たり、保育所や学年閉鎖もありますし、若い人たち、特に18歳未満の3回目のワクチン接種の接種状況が低いのも気になります。行政にも住民にも科学的で専門的な知見に基づく適切な感染対策が求められます。

3月会議での私のコロナや火災等の防災行政無線活用に関わる一般質問で、町長は必要な情報は適切に報じているとの答弁でしたが、特にこの間のコロナ感染の急拡大に対して、住民への情報が適切に報じられたと言えるのでしょうか。渡島保健所との関係があるのは理解できるものの、適切とは言い難い状況だったと思います。私は、防災行政無線での定時放送を提案しましたが、少なくとも北海道から発表のある市町村別の1週間の新規感染者数を報じることではできませんか。新聞やホームページには掲載されますが、防災行政無線で1週間に1回の放送がそれほど難しいものなのでしょうか。正しい情報で、正しく恐れ、正しく対処できるようにするには、特に情報弱者にとって防災行政無線は有効、重要な情

報源です。

また、感染予防の手指用アルコール消毒が設置されていなかった学校があったと聞いています。アルコール消毒が万能ではありませんが、補正予算で用意することになっているにもかかわらず、こうした事態が生じるようなことは問題ではありませんか。

改めて防災行政無線の1週間に1度の定時放送の実施、若年層のワクチン接種推進について町長の所見を伺います。学校におけるアルコール消毒の設置状況と対応について教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

3月会議においても答弁させていただきましたが、コロナ関連の注意喚起については、必要な情報は適切に報じております。3月下旬以降の町内での感染拡大時には、町公共施設等における感染者の状況や学校、保育所の休校、休所について、また支援物資の提供について防災行政無線を用いて報じてきたところでございます。ご質問ございます北海道が公表している1週間の新規感染者数を報じる定時放送については、感染拡大防止対策として急を要する注意喚起に当たるものではないと判断しております。町では、町内でのコロナ感染症の現状等を把握し、早急にお知らせすべき事項は速やかに防災行政無線を活用し、町民の皆様へ周知してまいります。

次に、若年層のワクチン接種推進についてですが、当町における18歳未満の新型コロナワクチン3回目接種は4月18日より実施しており、開始から1か月半ほどしか経過していないこともあって、5月29日時点の接種率は26.2%にとどまっています。また、接種対象全体では3回目接種を希望する大半の方への接種を完了したため、現在は接種体制を縮小しておりますが、希望する方には速やかに接種ができるよう対応しているところです。今後も町公式ホームページや広報紙、NHKデータ放送などで接種に関する情報を発信するとともに、接種体制を継続させることでワクチン接種を推進していく所存です。

私からは以上となります。アルコール消毒の設置状況につきましては、教育長から答弁をさせます。

以上です。

○教育長（毛利繁和君） 学校の状況についてお答えします。

学校におけるアルコール消毒の設置状況につきましては、現在全ての学校において設置しております。また、文部科学省において定められております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいては、基本的な感染症対策として流水による手洗いを徹底するよう推奨しており、手指用の消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものと明記されております。今後も衛生管理マニュアルに沿った感染症対策を継続し、学校現場における感染拡大防止を徹底してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） まず、1つ目の防災行政無線の関わりなのですけれども、今回

も町長のほうから適正に必要な情報は流しているということなのですが、私から言わせると、とりわけ町長の行政報告の中でもありましたけれども、今回、特に3月会議終わってからのことなのですが、3月の下旬から4月にかけて、森町では本当に爆発的と言われるくらいの新規感染者が出たわけです。ちょうどそれこそ学校が春休みという期間だったということは幸いだったかとは思いますが、そうでなければあちこちで学校閉鎖とか学年閉鎖だとかというのが出かねないような状況だったかと思うのです。そういうときに私は町民に対するこの感染の状況を的確に放送されたかといったら、それはされていないと思うのです。実際の防災行政無線の中身だとか、またはホームページで公共施設の各施設に関わって何人が出たとかというのを4月1日から5月1日ぐらいまででしたか、各施設ごとに人数はホームページ上で出されましたけれども、それに関わって、それこそ本当にどういうところで発生することが多いのか、そしてとりわけどういうことに気をつけなければならないのかという中身ではなくて、出ましたと、そしてどこどこは閉鎖しますという程度の中身なのです、放送の中身が。私は、それではきちんとした正しい情報の伝達かといったら、全く不十分だろうと思うのです。201名もぼんと出たということに対する危機意識というか、対応策を真剣に考えるという姿勢からすると、私は全く不十分だったろうというふうにして言わざるを得ないと思っています。

それに対して、特に私も農林課に行ってどうなっているのだろうというふうな話をしたのですが、一時期、5月の上旬ですか、連日定時、9時ちょっと過ぎかな、山林火災の防災無線での流れが連日あったのです。まさしく連日です、定時的に。だから、その山林火災の予防が必要ないということではないのですが、それも火災が起きたら大変な状況になりますから、十分注意喚起が必要なのですが、それをやるのであれば、このコロナのとりわけ先ほどから言っている3桁に、2週間続いたわけです。そして、今まだ2桁が続いているということで今回の議会も傍聴がなくなってしまったのですが、減っているとはいいいながら。だから、やっぱり油断はできませんし、これからも可能性として変異株も含めて油断は絶対できないわけですから、私はやっぱり最低1週間に1回道から発表される部分については、これはもう公表していいわけですから、ホームページにも出るわけですから、であれば1週間の森町の、もちろん緊急性はないかもしれませんが。だけれども、1週間の森町の状況として、こういう状況になっていますよと、ですからこういう点にはとりわけ気をつけましょうというような形での放送というのは、定時放送というか、1週間に1回の火曜日に出るそのときに併せてきちんとした町民向けの報道をこれから感染拡大も考えられる状況も含めてぜひ実施するという方向でお願いしたいというのを強く要望したいのですが、それについてまず1つ目です。

それと、ちょっと教育長の答弁聞いてがっかりしてしまったのですが、ということとは流水手洗いを主として、それができないときに手指消毒、アルコール消毒をするということなのではないでしょうか。先ほどの4月から、私も聞いてはいるのですが、全校、全児童用のアルコール消毒は設置しているということは聞いてはいますので、私はどちらか

やって、どっちかやらなくてもいいということではないのですけれども、どちらもできる状況というか、やっていこうという形で学校としては対応してほしいと思っていますのですけれども、今の教育長の話の聞くと文科省のマニュアルに沿ってということは、基本は流水の手洗いであって、それができない場合はアルコール消毒ということなのかというあたりをもう一回確かめたいのと、それと私は問題だと思ったのは、聞くところによるとそのアルコール消毒を置いていなかったというところは1校だけだったのですけれども、補正予算でこのコロナの問題が発生した3年前からつけて、消毒液は各学校に十分私はいっていると思っていたのです、不足のないように。しかも、ちょっと年度は忘れましたがけれども、学校長が必要に応じて適宜使えるような、なくなったとかなんとかという不測の事態が生じないためにということで、そういう緊急に使えるような予算も含めて、かなり学校関係というのはこのコロナ対策に関わっては予算措置というのはすごく優遇されてきていると思っていたので、安心していたのですが、やっていないよというところを聞いて、本当に青天のへきれきというか、びっくりしたのです。そういうようなことで、しかもほかのところはやっていたけれども、そういう1校だけが抜けていたという状況に対して、教育委員会としての把握がどうだったのか、指導がどうだったのかというあたりもぜひお聞きしたいのですけれども。交流も含めて、私は学校としての対策をするべきだろうと思っているので、その辺りの教育委員会としての役割も含めてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

定時放送というところでお話いただきました。以前の会議、議会一般質問等々で本当に檀上議員からいろいろなご意見、また同僚の他の議員の皆様からもいろいろなご意見をいただいております。そして、町民の皆様からも本当に多くのご意見をいただいております、繰り返しの答弁にはなってしまうのですが、やはりこの防災行政無線を活用して流す情報というのは、本当に緊急性の有無を最優先とした情報を流させていただきたいと考えているところでございます。先日も山林火災の予防啓発の内容を防災無線で流しておりました。そして、併せてコロナ、そしてまた熊が出れば熊と、緊急性を要するものが多く重なったときでも常にばんばん、ばんばん防災行政無線が鳴っているという状況を踏まえ、とある町民の方からは本当に常に鳴っているので、何を言っているのかも分かりづらいし、鳴っていても何か鳴っているなというところだけでなかなか耳に入ってこないというご意見もいただきました。そして、その発表の内容、コロナの感染に関して施設名を出したところに関しても様々なご意見をいただきました。町としては、優先に関わること、そして感染予防に資するところ、そして行政として出せる範囲、これを踏まえて判断した結果でございまして、その点は何とぞご理解いただきたいと思います。

引き続き防災行政無線の活用方法に関しましては、様々なご意見いただくとありますが、なかなか長い情報、そしてその質に合わせた情報伝達媒体を使うということも併せてご理解いただき、引き続きの対応を経過して捉えていただきたいと思いますというところござ

います。引き続きご意見は承るよう担当課には指示を出しますが、何分本当に非常に限界がございますところも重々ご承知いただきたいなと思います。

私からは以上です。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

確かに昨今の一般的な町の状況というのでしょうか、見るとあちこちに手指消毒用のアルコールがあつて、それをつければ大丈夫みたいな、そういう気配を私も感じます。ここに文部科学省のマニュアルがあるのですが、今は新型コロナウイルスの感染症対策ということですが、昨今ノロウイルスのほうも非常に危惧しなければならないところであつて、基本的には何がベーシックかというやつぱり手洗いなのです。石けん等を使った手洗いというのが基本中の基本と。それから、ここにも書いてあるようなアルコール等については補助的なものというふうに明記されておりまして、あとは学校の判断ということも入りますが、昨年度においても私の調べたところでは学校の玄関には全学校が設置していたと。各教室の入り口に設置しているかどうかというところで、ちょっと1校がそういう状況になかったということで、現在はその学校も設置しており、子供がそういう基本的な手洗いのほかに選択的に、当然肌の問題もありますから、そのことであえてそれを使わないというお子さんもいるわけですから、そういう状況にはなっております。補正予算で計上しているものについては、これもマニュアルの中に出てくるのですけれども、基本的に施設の消毒、清掃、このポイントに沿って掲示をしているもので、その内容についてはほとんどが放課後になると補助する方が、あるいは教員が施設を全部消毒するわけです。そのときに使うものが主な使い道となっているというふうに把握しております。

最初の質問に戻りますけれども、やはりそういう基本的な消毒のことについて、お子さんにもそんなのですけれども、何かそういうことが大事だということ、基本的には手洗いが大事だということが一層啓発されるように努めてまいりたいと思います。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 繰り返しになるのですけれども、やっぱり私は、もちろん防災行政無線ですから緊急性というのは、即効性というか、即応性というか、そういう意味では非常に有効な、最も有効な手段として活用すべきだという、それが基本だというのは当然です。ただ、それこそ防災行政無線については、随時のいわゆる今言った即応性というか、緊急性と同時に定時も行うことはできるわけです。定時としての位置づけも無線の取扱いの中には規定されているわけです、定時放送というものが。ですから、私はこのコロナの問題について緊急性もさることながら、きちんとした正確な情報を伝えるという意味で、本当は連日市町村別のが出れば一番私はうれしいとは思いますが、いかにせん今の段階で報道できる情報としては、保健所のある市は連日感染状況は出ますけれども、振興局別にまとめて出されていて、1週間に1回だけまとめて新規感染者ということが町村別に発表されるという状況ですから、それを私はきちんと活用すべきだろうと思うのです。ですから、1週間に1回の定時放送をこのコロナ禍、終息するまでの間、森の

状況がどういう状況なのかということをも簡潔にまとめて町民の皆さんに知らせるということ、1週間に1回ですから、しかも長々やることは必要ないと思いますので、感染状況と特徴的なことと予防策、特に気をつけましょうというような中身があればいいことであって、それをやっぱり私は踏み切るべきだと思っているのです。ホームページで出されているからいいとか、また新聞に出るからいいということにもなりかねないのですけれども、やっぱり情報弱者の部分考えたときに防災行政無線というのはすごく有効な手だてだと思いますので、この後の感染拡大を防ぐとって意味からいっても、町民へ正しい情報をしっかり伝えるという意味からもぜひこれは検討して、できるだけ早急に実施してほしいと思うのですけれども、改めて強く要望して、町長の答弁をお願いしたいと思います。

それと、手指消毒の部分なのですけれども、アルコールの部分なのですけれども、今は置いてあるからいいということも含めてあれなのですけれども、私はそういう1校が落ちこぼれていたと言ったら失礼な言い方ですけれども、アルコール消毒がそういう状況だったということが森町の全体の学校をつかさどる教育委員会として、やっぱり状況把握不十分だったろうというふうにして思っているのです。ですから、やっぱりそういうことも含めて学校の今の状況がどうなっているのかということについて、もう少しリーダーシップというか、指導性というか、発揮する意味で、そういう学校の状況を的確に把握した上で情報交換し合う中で進めていくということをぜひ今後強めていただきたいということがあります。

それと、若干あれなのですけれども、コロナ対策として、今これから夏場にかけては窓開けるとかということでも換気は十分できることになっていくかとは思っているのですけれども、特にこれから冬場にかけての問題を考えたときに窓を開けての換気というのがなかなか厳しい状況になってくるかと思うのですが、これ予算にも関わることなのですが、多くのところで、図書館だったかな、空気清浄機か何か入れましたよね。そういうような形の公共施設、例えば学校とか病院なんかも含めて、そういう換気に関わる設備とか、そういうものを今後町として考えているのかどうかというあたりについてお伺いして再々質問にします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

情報弱者の方というキーワードが出まして、そういう方々に対する檀上議員の思いというのは本当に私も伝わってきました。そういう意味では、防災行政無線とはちょっと話はそれるのかもしれませんが、しっかりと今デジタルの対応も進めておりますし、そういった点も含めまして包括的にしっかりと対応はしていきたいと考えております。繰り返しの答弁にはなりますが、やはりここは緊急性というところを最優先にさせていただきたく考えておまして、感染拡大を止めるための緊急的な情報として、前回感染拡大が進んだ際に私が判断した情報としては、子供たちが通っている学校、そして保育所、幼稚園、町が把握できる施設での感染者数を出すことによって、子供たちの中で感染が広がっているところをメッセージとして拡大防止のために私は出す必要があると考え、判断して公

表しました。これは町で把握できる数字でございまして、一切外部からのそういった情報を活用しての公表ではございませんので、そういった限界値というところもございましてところをご理解いただいて、引き続きの対応というところをぜひご理解いただきたいと考えております。そして、当然ではございますが、私どものほうで把握している学校、保育所、幼稚園等での感染者数に関しましては、これは曖昧な情報ではございませんで、しっかりと把握した正確な数字でございます。以上、ご理解のほどよろしくお願いたします。以上です。

○教育長（毛利繁和君） まず、1点目の教育委員会の役割というのでしょうか、そのことについてですけれども、当然町が設置した学校においてその管理は教育委員会の役割ですから、今後も状況、現状、それを確かめる機会を私自身もつくりつつ、そろえるべきところはそろえるというふうな指導をしまいたいと思っております。

2点目の冬場に向けての換気のことなのですが、今年度CO₂モニターを小中学校に入れて、空気の状況を数値で表す、そういう設置をする予定でいます。それによって換気の状態がどうかということが必要性があるかどうかというあたりを確かめながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） 新型コロナ対策についてを終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、森幼稚園の耐震化についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） 2問目です。森幼稚園の耐震化について。

今年の3月29日の全員協議会で駒ヶ岳小学校の耐力度調査と森幼稚園の耐震診断に関する結果、経過、今後の方向性についての説明がありました。結果は、どちらも危険な状況であり、現施設での存続は無理な状況と言えます。全員協議会に先立ち、関係者や保護者等への説明会があり、森幼稚園保護者のアンケートも実施されていますが、説明会等で出された質問や意見が反映されているでしょうか。

また、今年の森町議会3月会議で、新川、森保育所の整備工事調査設計業務委託費に対し、森町の将来を見据え、幼児保育、幼児教育全体を考慮した施設整備を行うこと等の附帯決議がなされました。その時点では、まだ耐力度、耐震診断結果は出されていませんでしたが、森幼稚園の耐震診断結果が出た状況では改めて附帯決議の意義をしっかりと踏まえるべきではありませんか。現保護者だけでなく、これからの保護者も含めた住民の意向や考えをしっかりと聞くとともに、少子化傾向と幼保一元、連携の可能性について、今年度整備工事調査設計業務に取り組むときだからこそしっかりと将来を見据えて検討し、進

めるべきと考えます。町長と教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森幼稚園の耐震化に対する保護者のご意見及びご要望の聞き取りについては、当初保護者の全体会を4月に開催する予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、5月10日及び11日に分散してアンケート調査の説明会を実施し、取りまとめを行ったところでございます。これからの森幼稚園の耐震化に係る対策や方向性につきましては、アンケートでいただいた保護者の皆様からのご意見、ご要望も踏まえながら取り進めてまいりたいと考えております。

新たな保育所の整備につきましては、保育所として当初整備しますが、認定こども園への移行となった際でも対応できるよう配慮した施設整備に向けて取り組んでまいります。将来的な認定こども園としての運営につきましては、今の段階では明確な移行時期をお示しできませんが、今後の児童数の推移や課題等を踏まえながら継続して担当部局等において協議を重ね、将来的に移行となる際には計画や工程についてご提示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 今アンケートを取って、それも参考にしながらというお話だったのですけれども、このアンケートに先立っての耐震診断結果の報告、そしてまたアンケートのご意見も含めてなのですけれども、町長の今のお話でもありましたけれども、認定こども園に対する考え方も結構出されているわけです。実際の説明会のときにも認定こども園という選択肢もあるのではないかとということだとか、アンケートの自由記載だとか、または理由の部分において保育園と一緒にやるこども園という選択肢もあるのではないかとというような声が出されているかとは思うのですけれども、しかしながら特に幼稚園のアンケートの部分においては選択肢は、選択肢というか、4つしか提示されていないのです。説明会で出された4案、現状の改修、耐震化、現地での建て替え、そして3つ目が森小への幼小一体化、そして4つ目がさわら幼稚園ということで、こども園は初めからはじかれているのです。3月議会の予算のときにも議員の中から森、新川保育所の整備設計においても保育園ではなくてこども園としての検討も必要なのではないかということがかなり質疑出されたと思うのですけれども、やっぱり保育園だと。保育園としてやる。将来的に、今町長の答弁にもありましたけれども、こども園は否定はされていないわけですけれども、とにかく今現在の新しい建物としては森と新川の保育園の新設ということしか考えていないということだったのです。

そして、町民の皆さんにもチラシが出たわけですけれども、それにも保育園、幼稚園それぞれでやっていきますというような形で、それは森町保育所整備計画において抜粋ですみたいな説明もあったのですけれども、その森町保育所整備計画というのが10月1日に出されているわけですけれども、ここの中でも明確にその方向性は出しているのです。こど

も園はあり得ないと。保育所は保育所、幼稚園は幼稚園ということでやっているから、耐震診断が出ようが出まいが、どうするこうするの話の前にもう既に前提として、町の側の姿勢として子ども園が初めからはじかれた中でやられてきたのではないかなというのをまずすごく感じたのです。ですから、この保育所整備計画における作成時点でどれだけ住民の声だとか保護者の声だとか聞かれたのかということもまず1点お伺いしたいことと、私は必ずしも子ども園にしてとは、本当は言いたいのですけれども、そこまでは言わないのですけれども、ただ親がそういうふうな意向も持っているわけで、それをアンケートの中にきちんと考え方として選択する余地を残した形で取られるべきだったのではないかなというふうにして思っているわけです。ですから、特にアンケートの部分でいくと今の親だけではなくて、今の親というのはそれこそ長くて3年、2年か、実質。卒園してしまうわけですから、これからの親、または将来的に、または卒園させた経験も生かして、様々な方々の意向も含めてこれからの方向性を立てていくというのが筋だろうと思っているのです。ですから、アンケートもこれで終わりなのではなくて、もっとしっかりと皆さんの意向を聞いた上で建設方向をやっていくというような、今言った4つの選択肢の中からどれかにしましょうということではちょっと姿勢としては問題ではないかなというふうにして思っているのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） アンケートの件については、確かに議員のおっしゃるとおり、非常に考え方を限定してこちらでお示ししているような、そんなふうにとられるのは大変危険だということで、実はアンケートをただ配付して、記載、回収するという方法を取らなかったのです。4月にアンケートの説明会がいつできそうかというような計画を立て始めまして、結果的には連休明けの5月10日、11日になったのですが、その内容を見ると確かに4つのことが象徴的に書かれてありますが、何分森幼稚園というのは教育委員会所管なのですが、保育所になるとまた所管が違ってくるわけです。ましてや認定子ども園というふうになると所管外になってしまいますので、一応所管している部分、森幼稚園のことについて考え得る方法が、現実的な方法というのでしょうか、これが4つと、それから最初のお答えに戻りますけれども、大変危険性があるということで、その他保護者の、もちろんご自身のお子さんが今通っている状態ではない未来形のところなのですけれども、そのことを十分踏まえて何かいい方法があればということで、当然ここに教育委員会所管以外の意見が表れていたというふうに思っていますし、このアンケートの結果については既に保護者のほうにこういう皆さんからのアンケートの結果でしたということでお返しをしているところです。それを踏まえて、さらに来週幼稚園の保護者を交えて、アンケート結果に沿ってもう少し意見交換をしてというふうに考えております。これが町長の答弁にあったように取りまとめた上で、これを踏まえた形でのこの未来、未来というのでしょうか、行く末のことを考えていくべきではないかというふうに私も考えております。この先のことについては、私のほうからだけで話すとはこれは思いになってしまいますから、森幼稚園をどうするかということについては、こちらでもう少し保護者の意見も踏まえながら取り

進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 今回のアンケートが全てでないというようなことで分かったのですけれども、やっぱり幅広く意見を聞くということがまず大事だということと、それと私は今年度それこそ調査委託が保育所の部分でついているわけで、その時点で、この幼稚園問題も今の状況の中ではかなりの工事をしなければならないという状況があるわけですから、そのこともきちんと加味した上で進めてほしいというのがまず要望としてありますので、その辺りの考え方まずお聞きしたいということと、それと去年の6月、幼児教育・保育施設等の整備基金を立ち上げました、2億円、応援基金を使ってということ。そのときに両方並んでいたの、私の頭の中ではこども園のイメージがぴんときたのですけれども、その後出たのがさっき言った保育所整備計画で、保育所は保育所、幼稚園は幼稚園というふうにして分離してやっていくという構想が出たということでちょっとお聞きしたいのですけれども、その準備基金というのは幼稚園は幼稚園、保育所は保育所として整備していきますよというための基金だったのかという、一本化ではない、2本立ての基金としてのそもそものスタートだったのかということについてお聞きしたいのと、それともう一点、駒ヶ岳小学校にしろ、幼稚園にしろ危険だということが判明したわけで、やっぱり何年もずるずるこのままでいいというわけにはいかないと思うのです。それで、緊急避難的な対策というか、それを講じることを考えているのかどうかというあたりについてお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

何点かご質問があったと思うのですが、基金に関しましては当初森保育所整備という名はついておりませんでした。目下早急に進めなければならない案件として森保育所の整備、新しいものに変えるというところは町長として捉えておりましたので、それを前提として基金の創設というところを行ったところでございます。

そして、基本構想に幼稚園の現状というものをしっかり含んで検討すべきではないのかというお話もいただきましたが、まずは保育所、当初のスタート時点で、私が町長になる前、これは何度か質問の中でもお話しさせていただいたこともあるのですが、本当に私町長になる前に様々な方々、町内の保育所通っている方、そして小さなお子様をお持ちのお父さん、お母様方からお話を聞きましたら、とにもかくにも早くあの古い施設から新しい施設に子供たちを通わせてあげたいと。そして、通わせる親も安心して保育所に預けて仕事をしたいと、そういう話を多くいただいております。まずは早急に令和7年度供用開始というところを少しでも時間を短く、一刻も早く新しい施設に子供たちを移してあげたいというところを最優先に考えての保育所整備計画というところもあるという部分をご理解いただきたいと思いますというところもでございます。

引き続き、先ほどもちょっと答弁でお話しさせていただきましたが、あくまでも認定こ

ども園を否定するものではなくて、先に認定こども園というところをゴールとして計画を進めるとなると、単純に考えても1年、2年計画に上乘せされる可能性がございます。到底令和7年度に新しい施設、これは名前を保育所とか認定こども園とか幼稚園とか、そういうのも一切排除して新しい施設というところでオープンさせるためには、これは到底令和7年度には開始できない、そういう状況も考えられます。しっかりと保育所整備計画を立てるときに各担当課集まりまして、検討チームもつくりました。その中で、引き続き子育て、そして幼児教育の森町におけるそういう状況、環境整備について検討して、しっかりと形あるものにできるよう検討は続けていくというところをお伝えさせていただきたいと思えます。

私からは以上です。

○教育長（毛利繁和君） 檀上議員の危険な校舎並びに園舎というような判断が出たということについてですけれども、直接的な答えにはならないのですが、駒ヶ岳小学校においても実はもう説明会を開始しておりまして、森幼稚園については先ほど来のお答えに沿っておりまして、その中でやっぱり受け止めがなかなか難しいというところから今始まっておりますので、重ねて説明会や協議会を開きながら、まず保護者なり、住民の皆さんの気持ちを整えていただくことが重要と考えております。その上で当然、既に説明会等で何度も使ったフレーズですけれども、子供の命に関わることですから、早急な対応が必要であるというふうに考えています。森幼稚園のアンケートの項目については、後ほどいろんな側面からの情報が集まればお示しすることになると思えますけれども、駒ヶ岳小学校においてもまずは命を守るためにどうしたらいいのだという観点で保護者並びに地域の皆さんと話を進めてまいりたいと思えます。その中で、森幼稚園についても今緊急避難的にどうすることがまずベターなのかということで既にお話をしているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森幼稚園の耐震化についてを終わります。

なお、檀上議員、あと10分程度しか持ち時間ございませんので、その辺。

○11番（檀上美緒子君） それでは、3問目、尾白内町有地の残置物処理の責任について。

昨年の森町議会8月会議で尾白内町有地の残置物処理費1,865万円を可決しましたが、それと同時に町から提案された多額の費用を計上しなければならないことにつき、現在の町の最高責任者として町長の給料月額10%を1か月減額する件については否決しました。それは、現町長というだけで全くこの件に関与していない町長一人に責任を負わせるのは問題解決にならない。今までの、特に前町長時に規則や要綱等にのっとり、公平、公正な行政執行する姿勢が極めて弱かったことをしっかり反省し、改善することが必要ということからです。

岡嶋町長の風通しのいい、下から上に言える、みんなで課題を共有するといった職員への改善策が功を奏して、駒ヶ岳土地改良事業や下水道問題も明らかになったのかもしれない。尾白内町有地の残置物は昨年中にきれいに撤去されましたが、残念ながら責任問題

は一步も動いていません。つまり誰も何も責任を取っていない状況で1年がたとうとしています。20年もの長きにわたる不適切な事務処理の結果ですから、その責任追及はもう既に亡くなられた方や退職者もいますからできない部分も多いとは思いますが、少なくとも現職の関わっている部分についてはその責任を明らかにするべきではありませんか。明らかに職務怠慢、注意義務違反に値する不適切な事務処理があったのではありませんか。町長の責任だけでなく、現職に関わる責任を明確にすることについて町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず、昨年12月会議で作業中とお答えしておりました財産規則の改正漏れの件については、既に改正済みでありまして、3月中旬に公布してございます。まずもって改めるべき点は早急に改善してまいりました。

なお、前回と同様の答弁となりますが、本件残置物処理の責任は現職の町長が負うものと考えておりますので、ご理解願います。

また、今後の体制をしっかりと職員と共有し、しっかりと正して今後の行政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 結局町長だけでは解決にならないでしょうということなのです。特にせんだって下水道並びに土地改良の件についての住民説明会というか、報告会をやったわけですが、そこの中でも長年にわたる問題ですから、この残置物と同じ状況だと思うのです、私は。長年にわたる不適切な状況ということは。だから、1人、2人の特定した個人の責任ではないのは共通しているのです、問題としては。そのときに2億円の不納欠損の部分においては、責任問題も含めて、事実経過も含めてですけれども、きちんとした報告を出すということを町民の皆さんに説明会の中で話しているわけですから、それと同じように私はこの尾白内問題も町長一人ではなくて、可能な限り分かる範囲できちんとした責任を問うということをするべきだろうというのが去年の8月の議会の決定というか、町長の減額を否決した理由だったのです。それを町長としてはきちんと私は受け止めてほしいし、受け止めるべきだと思うのです。その処分の程度、または範囲はこれから実際に調べてみなければ分からないとは思いますが、事実として不適切な処理があったということをはっきりしているわけで、その事務処理が多額の1,800万の支出を出さざるを得なかったということではないとは思いますが、結果的には。だけれども、やっぱり一番の問題は放置してきたと、町所有借地に対して。しかも、特に亡くなられる数年前の部分でのもっと適切な対応をしていたら、こういう結果にはならなかつたらと思うので、現職の部分にかなりの部分の責任を明確にする必要性はあると思うのです。ですから、その部分について、この前のちゃっぷ林館の問題ではないですけれども、嚴重注意で終わるのかも分からないですし、戒告になるのか、減給になるのか、それは分かりませんが、関わりの程度によって。それはお任せする部分ではあるのですけれども、

ただ町長一人の減給でこれを責任として終わらせるということは、私はあつては駄目だと思うのです。その辺りいかがでしょうか。もう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

事実として上程させていただきました私の減額案は否決という結果になりましたが、当然変わらず本件に関しましては私町長が責任を負うというか、今後の改善策、対応を職員に周知して、体制をしっかりとつくっていくという両面からおいても、これは町長がしっかりとやっていくべきであるというふうに考えています。

そして、やはりここは私のほうからもはっきりと明言させていただいたほうがいいのかなと思うのですが、本件について連帯保証人をつけられなかった理由に関しては、契約当時に特別な事情があったと推測されますが、その発端を明らかにすることは結果としてできませんでした。後の担当者は、当時の町長が認めた契約として連帯保証人不要であると。これは、町長が認めた契約として連帯保証人不要であると、そのような認識の下、契約を更新してきたものであります。これを踏まえ、現職員は不適切な事務処理の是正にも取り組んできましたし、本件につきましてはどう今後すべきかというところは職員のほうからも十分に意見は上がってきました。それを踏まえ、私もであれば今後こういうふうにしていくべきだなという判断を職員全員と一緒に作り上げてきた経緯もございます。現職員の服務違反についても検証いたしました。結果本件の原因に関しましては職務の怠慢、または注意の欠如により公務の運営に支障を生じさせた場合というものには該当せず、処分には当たらないと判断しています。また、財産規則の改正も、これは先ほどちょっと答弁させていただきましたが、それらに関しまして契約書の表題の誤記載等についても懲戒処分には該当しないと判断しています。

そして、これは先ほどの答弁とも重なるのですけれども、今後同じことが起きないのは当たり前なことなのですが、引き続き原課の職員と共に、これは今回関係した課以外の職員全員も含めまして情報共有と課題の共有、こういったものも今後しっかりと進めていきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、制限の時間になりましたので、これで打ち切らせていただきます。

尾白内町有地の残置物処理の責任についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、気候非常事態宣言の町について、さわらフラワーロードの花壇の維持について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

まず初めに、気候非常事態宣言の町についてを行います。

○10番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1問目です。気候非常事態宣言の町について。2020年に森町は、北海道で初となる気候非常事態宣言を行いました。その後道内でも増えてきております。SDGs 17項目の中の

一つですが、喫緊の課題として世界中で取り組まれております。森町においても、さらなる町民の皆様への啓発のためにもシンボリックな標柱等が必要だと提案してまいりました。今年度の予算に計上されておりませんが、町長の考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のご質問にもございます北海道初の気候非常事態宣言の町としてさらなる啓発を図るため、標柱や碑などのモニュメントの必要性は十分理解しております。宣言後に標柱の設置について協議した経緯がありますが、当町には気候非常事態宣言を含め5つの宣言があり、現在2つの宣言の標柱が役場敷地内にごございます。既存の標柱を活用することなども考えてまいりましたが、モニュメントの設置に当たり気候非常事態宣言を含め5つの宣言を全て記すことを考え、標柱では記せないと判断いたしました。今後は全宣言をどのようなデザインで作成するか、どこに設置するかなど計画的に進め、できる限り早急に設置できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○10番（宮本秀逸君） 今の答弁ちょっと簡単過ぎると私は感じたのです。町長は町長なりの考えがあるというふうに思いますけれども、やはり急ぐべきだというふうに私は常に思っているのです。今ウクライナの問題がありますから、報道ではほとんどそれが最初に出てまいりますけれども、もしこれがなかったら毎日のように朝から晩までSDGsの話になってくるのではないかと思うのです、世界中が。そうでないと我々に本当に緊迫した状態であるということが、私自身もそうなのですけれども、何か他人事、いつかやってくるだろう、誰かがやるだろうみたいな、そんなふうになってしまうのではないかと、私はそれが一番心配なのです。もちろん多くの方がそれを心配していらっしゃると思うのですけれども。

今日資料を持ってこれなくて残念だったのですけれども、最近の話です。こういうことがあったそうです。この気候非常事態宣言で非常に名前が一気に有名になりましたスウェーデンの環境活動家のグレタ・トゥーンベリさんという方いらっしゃいます。若い女の方がいらっしゃいますけれども、その方は非常に有名で、全世界的に知らない人はいないぐらいになってまいりました。そうすると、ああいう若い人たちが頑張っているのだから、我々にもできることないかみたいな方向にいくと思うのです。ところが、そういった世界的なダボス会議があって、その中で実はアフリカのケニアの代表の方が若い女の子なのですが、言い方が失礼な言い方かもしれません。若い女性の方なのですけれども、同じ活動をやっているって、それが世界中に発信されるわけなのですけれども、黒人の方がその方1人だったのです。あとはみんな全て白人の方だったのです、その代表会議にたまたま参加されて写真撮られた方が。写真が報道されることになったのですけれども。その中から黒人のその方だけ、ケニアの代表の黒人の方だけが削除されたのです。要するに白人の方だけしかその写真に写っていない。どういうことかといいますと、政治的な思惑あ

ったのかもしれませんが、誰が考えても必要だと思ってやろうとしているのですけれども、そういうどこかで働く力があって、なかなかそれがうまくいかないという場面が出てきているようなのです。そういったのを最近読みまして、びっくりしたのです、私も。だからこそ私は申し上げたいのですけれども、常に啓発していないと、例えばこんな紙に書いて配られても、申し訳ないですけれども、私は当座で終わってしまう場合が多いのではないかと、こんなふうに思うのです。

町の役場の前に交通安全の標柱と、それから非核の町宣言の標柱あります。今ロシアがああやって核を使うかもしれないみたいな話があるときに、ああいった標柱があると日本の非核三原則がやっぱりこれは守らなければ駄目だみたいな気持ちになってきますし、そういう啓発するものというのは、そのうちまとめてつくらなければ駄目だという町長の考えも分からぬでもないのですけれども、やはり急ぐべきだと思っていますのです。海岸の清掃の話も役場でやったようなのですけれども、誰しもがそう思っているけれども、なかなかできないことがあります。いろんなやれない理由づけをやってしまうのです、やれない理由づけを。それが一番怖いと思っていますのです。そのやれない理由を流すのも行政とか国なんかでやる場合が私は非常に多いのではないかとと思っていますのです。やれない理由をです。どうしたらやれるのだ、やるのだみたいなことを答えを先に出してそれに向かっていかないと、町も人も私は変わっていかないとと思っていますのです。これは私に言い聞かせていることなのです。答えを先に出すのです。やります。どうやったらやれるのだと。

○議長（野村 洋君） まとめていただけませんか、少し。

○10番（宮本秀逸君） こういう理由だからやりませんというような、私はそういうのは駄目だと思っています。やはり発想的に日本人は演繹的な発想でなければ駄目だと思っていますのです。機能的な発想してしまうと、やれない理由が出てくる。最初に答えを持ってくるのだ。私は前にも別な項目で申し上げましたけれども、日本一のまちづくりをやっていただきたいと町長に申し上げました。何回か申し上げました。日本一というのは大変です。それは、どういうまちづくりが日本一かという定義もありますから、非常に大変だと思っておりますけれども、町長の情熱と若さでやっていただいたら、本当にいい町ができるのではないかと私は思っているのです。私も50年前の森町への移住者ですけれども、本当にこの町は好きだな、いいなと腹の底から思っているのです。ですから、やると決めたらまずやっていただきたいと。それも手早く。というのがあから申し上げました。

それから、うちの同僚議員の中にも海の仕事をなりわいとされて、林業にも造詣の深い方がいらっしゃるのです。海も山も両方できる。それから、先ほど町長の最初のご挨拶の中でもありましたけれども、ふるさと納税がこれだけすばらしい町だというようなことがございます。それだけ水産業も盛んだというようなこともございます。1次産業、2次産業、3次産業、全てそろっている。ここは今SDGsの模範的な町になる材料をそろえていると思っていますのです。それをどうやるかということだと思っております。そのためにはあ

りとあらゆる人が知恵を出さないと、これは成り立っていかないと思っているのです。既に産業革命前の1.5度未満に抑えましょうという目標があるのですけれども、ここ5年以内にそれを超すかもしれないという報告すら今国連から出ました。そんなときにもう少し早めの手を打っていくというのが非常に大事かと思うのですけれども、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁からもう一步踏み込んでお話しさせていただきますと、宮本議員おっしゃるとおり、持続可能な世の中をつくっていくと、そういう理念非常に大切だと思います。今後SDGsに関しては、2015、16くらいから様々な経緯を経て理念として具現化されてきたもの、今後さらにそれが実務レベルで、行政だけではなく各地域における企業様の事業活動においてもこれは具体的にアクションというのが求められてきます。その一つで、皆様もご承知のとおり、脱炭素、カーボンニュートラル、そのような要素がこれから控えています。宣言という意味では、まだ森町はゼロカーボンシティ宣言というものも出せていない状況です。しかしながら、これは今後国で2050年のニュートラル、ゼロというところも目標に掲げていますし、北海道も全国の都道府県に先駆けてゼロカーボンというところを表明しました。その知事の思いと行動と、それにしっかりと179市町村もこうしなければならぬと私は考えています。その中で、今後実務的に行政も事業者も1次産業の皆様も全て具体的にアクションとして起こしていかなければならないというところは私はしっかりとこれはお示ししていきたいなと思っています。

既に一部の事業者様からは、先日もSDGs関係の事業というものを異業種間の団体で実施したというところにもイベントとして私参加させてもらいました。とある事業者さんは、これは林産業に携わる事業者様ですが、自身の仕事がこの森町の森林管理というものに、道南の森林管理というところに非常にメリットを与える可能性を含んでいる。その中で事業の拡大というところを一緒に目指してほしい。ですが、なかなか設備投資にけるお金も融資も難しい。ですので、このカーボンニュートラル、脱炭素の流れを含めて行政と一体となって活動をしていきたい、そういう声もぼつぼつ出始めています。そういったところも踏まえまして、実際に私も宮本議員のお話にありましたとおりやると決めましたので、それは今年度中に、今年度中と言ってしまふとあれですけれども、今年度中にしっかりと担当課と話を含めまして、先ほどの具体的な形としてのモニュメントもそうですが、アクションとして何ができるか、何をしなければならないのかというところはまとめてご提示して、町民の皆様にお示しして一緒に頑張っていく、一緒に未来をつくっていくというところをつくり上げていく、そのようなこともお示ししていきたいと考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（宮本秀逸君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思いますが、自分に言い聞かせる一番のあれが例えば気候変動で今食料安保が、世界中で食料が足りないという時代が来るだろうみたいなことを言われたりします。それが森町に住んでいますと、

それなりの食べ物も豊富ですから、なかなかそこまでいくのみたいなのが実感として捉えられない場面というか、人たちが多いのではないかと思っているのです。やっぱりよそごとみたいなそんな場面があったりとか、南極の氷が解けて島国がいつ溺れてしまうか分からぬというような話を聞いたりとか、気候変動に関する話というのは山ほどあります。ですから、そういったことを常に役場から発信していただいて、標柱ももちろんそうなのですけれども、紙の媒体がいいのか、何がいいかわかりませんが、常に発信していただいて、私たち全てに関係があるのだというのを、大変ですけれども、持続していただけたらなと、こんなふうに思うのです。そういうことで申し上げて、私のこの気候非常事態宣言に関する質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○町長（岡嶋康輔君） 改めて私のほうからも、1次産業、漁業、農業、林業、豊富にバランスよくある町でございます。気候変動、そして持続可能な世の中をつくるために、まちづくり、産業振興、同時に進められる素晴らしい要素を持った町だと私も認識しています。しっかりと先人の皆様、先輩の皆様が作り上げたこの森町の基礎を生かして、よりよいまちづくりに未来に向けてつなげていきたいというところを改めてお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 気候非常事態宣言の町についてを終わります。

昼食のために1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、さわらフラワーロードの花壇の維持についてを行います。

○10番（宮本秀逸君） 2問目でございます。さわらフラワーロードの花壇の維持についてを質問いたします。

先般の議会と町民との意見交換会の砂原会場で、人口減少等によりフラワーロードの花の植栽、草取り等の維持管理が困難だという切実な意見がありました。コロナ禍で3年連続で実行できておりません。国内に誇れる規模の大きさと美しさですが、喜びを持って持続するためには何が必要か、今後の在り方について町長の考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

さわらフラワーロードは、砂原地区の国道278号沿いの植樹帯3.32キロメートルを花木により町民参加で景観形成を図り、きれいな町を築くため花いっぱい運動を推進することを目的とし、平成4年に町民や企業等が集まり、森町花いっぱい運動推進協議会を発足しました。平成26年には継続された取組が評価され、緑地推進運動の功労者として内閣総理大

臣賞を受賞、発足以来30年間にわたり観光客からは高い評価をいただいております。町民や企業等が実施団体となり、道路の美化、清掃の活動を行っていただき、地域にふさわしい道づくりを進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

花壇の維持管理につきましては、実施団体でも意向調査を行っており、高齢化や人口減少等により維持管理が困難だ、そのような意見もございいますが、町民の一層の団結力を発揮させ、私たちの町を美しくしたい。大変だと思いつきもありますが、花を見ると優しい気持ちになりますなどといった意見も伺っております。このような意見を踏まえ、実施団体であります森町花いっぱい運動推進協議会と道路管理者であります北海道開発局と町が協力し、持続するため協力団体を増やす方法や喜びを持てる具体策について各地の成功事例等も参考にしながら協議してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 前向きな答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。様々な方に呼びかけをやっていただいて、そして協力者を増やしていているというお話が今ございましたけれども、何か具体的な話が、話というか、これまでにそういう実績といいますか、こういうふうに話しかけたら快く応じてくれたとか、そういった例がありましたら、現段階で分かっておりますらお聞かせ願えればと、こんなふうに思います。

フラワーロードに限らず、人口減少というのはいろんなところにこういった影響が出てまいります。今後の一番大きな課題だと思いますけれども、今の町長のお話にありましたように道内に誇れる、国内に誇れる砂原のフラワーロードでございますから、何とでも維持していただきたいなど。森町議会としましても、少しの面積でありますけれども、駐在所の横に花壇を毎年作らせていただいているという状況下でございます。ある砂原の方から、同僚議員でもあるのですけれども、例えばコンクールの発想で、1位になった方には何か褒賞的なものをあげたりとか、そういったことをやったらどうかみたいな話があったりしました。これは、町でやったらいいか、花いっぱい運動推進協議会でやったらいいか、それは私には見当つきませんが、何か喜んで持続できる方法というのをあらゆる方面に輪をかけて、働きかけていただいて、ぜひこれは持続していただきたいなど、こんなふうに思うわけなのです。それがやっていらっしゃる方はほとんど年配の方、大人の方だと思いますけれども、若い子供たちにそれが提案できないかとか、提案の方向性、幅というのは限りなくあろうかと思っておりますので、当然町の範囲、町内でございますから、町長が最終的な判断を下される場合も多々あろうかと思っておりますので、そこら辺の決意のほどをもう一度お願いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私も商店会時代といいいますか、森町商店会でも花壇を持ってまして、何度となく耕しに、草取りに行きました。なかなか重労働で、かがみながら草を刈ったり、でもなかなか参加していただける方も日中ですので、仕事があれば役職に就いている方だけでやらな

ければならないとか、そういう事情がやはりどうしても出てきます。それは、ほかの団体でも一緒なのかなと思っていました。しかしながら、やはりきれいに整備されて、先ほど3キロくらいという話もさせていただきましたが、両面に花畑が広がって、見通す限りきれいな花の色が続く道というのは、本当に総理大臣賞をいただくくらい価値のあるものと改めて私も思っています。何とか維持できるための方策として、今宮本議員からお話ありましたように、教育の一環というか、子供たちですとか、幅広い年齢層の方にお手伝いいただける仕組みというのも考えていかなければならないのかなと思います。コンテスト的なことをやって、手をかけるきっかけというか、意識の中に自分の花壇なのだとということ、そういう意識を芽生えていただける、そういう方策も考えていかなければならないかなと思っています。

いずれにしても、なかなか具体的にどのようにしていけばいいのかということはまだ何ともはっきりさせることができないところではありますが、何とか引き続きその案というものを担当課と一緒に考えながら進めたいと思いますし、ここで私が勝手に言うのもなんですけれども、何なら町長、副町長がやる花壇みたいなものを作ってもいいのかなと。要はみんなで作っているというところが大事だと思うのです。何か自分ばかり負担多くて、自分だけでやっていかなければならないのかなというその孤独感というか、いろんな事業にもいると思うのですけれども、そういうところを解消していくことというのは絶対必要だと思うのです。ですので、様々な要素があると思うのですが、しっかりと検討して維持できるように、今の3キロちょっとのフラワーロードを、本当にあのきれいなものを今まで以上に観光等の要素に活用していけるようにしっかりと検討して、取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） さわらフラワーロードの花壇の維持についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、総合窓口の導入について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

総合窓口導入について。町民のニーズが多様化し、また高齢化が進み、単身もしくは夫婦のみの世帯が増えている中、バリアフリーでもなく、複雑な庁舎は来るだけでも大変な上に、相談したいことや心配事があるが、どこに行ったらいいのか、誰に聞いたらいいのか分からないといった声をよく聞きます。現在の窓口は各課に分かれているため、関連する手続について複数の窓口を行ったり来たりしなければならないこともあります。それらを改善し、誰でも利用しやすく分かりやすい、そして迅速に対応し、各課につなげることができる総合窓口が必要です。住民の利便性や満足度の向上、窓口業務の効率化が実現する総合窓口を早急に導入すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、手続によっては分かりづらいと思われるケースも存在するものと

思われます。しかしながら、現状の窓口業務におきましては、お困りのお客様に対してはお声がけをし、各手続窓口へのご案内や窓口に出向き手続を説明するなど、各職員が親切丁寧な対応を心がけております。今後の窓口業務の在り方につきましては、親切丁寧な窓口対応を心がけつつ、行政手続のオンライン化を進め、複数の手続を1か所で完結でき、併せて申請書を何度も書かない、書かない窓口や役場へ足を運ばなくても手続ができるオンライン窓口の導入を目指し、町民の皆様が利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 町長の答弁でもありましたように、これから行政側のデジタル化が進み、体制が整い、使う側のスキルアップも整うと、総合窓口というのがいずれ可能になって、ワンストップ化ができるのではないかという感じは受けました。ですが、今現状を変えていくということを少し考えていただきたいなと思います。

例えばお客様のことを第一に考えているところ、病院、ホテル、デパートなどには必ず総合案内所というのがあります。そこがあることによってスムーズに問題の解決につながり、安心が得られていると思います。森町役場も各課にたどり着くと、とても親切で丁寧に対応していただいているという声は聞こえてきますが、そこまでにたどり着くまでが大変という声が聞こえてきます。問題を抱えている、相談事があるなど、どこに行ったらよいか分からない方々に寄り添い、すぐに聞ける案内所の設置と併せて、亡くなった際の手続は多岐にわたります。心身的にも大変だと思います。1か所で全ての手続が終わることにより、手続される方の負担を軽減するお悔やみ窓口の設置を提案します。まずはできるところから部分的に導入していきませんか。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

それぞれ担当課で窓口的なものを担っている業務に関しましては、確かに議員おっしゃるとおり、最初役場に来て、こういうことについてはどこに行けばいいのか分からないということを思っている方というのも一定数いらっしゃるのかなと思います。ご提案はいただきましたけれども、まず何げなく近くにいる職員にそういう方はこういうことをしに役場に来ただけけれども、どこ行っていいか分からないというようなこともお話しただけならば、その時点で接した職員がそういった件に関してはここのところに行ってくださいとかという細かな対応というのは可能なのかなと思います。

できることからというところでございますが、まずは人が人と接するとき人ができることというのは、今言ったようなことである程度は解決できるのかなと思いますが、それぞれの担当課が持っているそのシステムの移行ですとか情報共有、それをワンストップとしてまとめるには、議員もおっしゃるとおり、DX、デジタル技術の活用というところは避けては通れなく、そこはしっかりとやっていくのは当然ではありますが、まずはできるところというところでお示しできる点というのを考えますと、現時点では総合案内所とい

うところを新設するよりかは、身近にいる職員全員がまず最初の対応というのをしっかりできる体制、それを構築して、次の本当の担当課につなげる、そういったことでまずは対応できればなというふうに考えております。

一例として、死亡届と申しますか、そういう手続を出すときに、これに限らず様々な状況、様々な心理状態と申しますか、いろんな状況でいらっしゃる方が本当にいろいろいらっしゃると思うのです。そういう方々に対してケアという意味でもワンストップで、1か所でいろんなところに動かないでできるというのは必要だというのは認識しておりますので、今後DX推進に関しては2年も3年もかかるような話ではありませんので、やりながらいろいろなものを改善して、実際の業務に実装していくというのは方針として私も担当課に指示を出していますので、その辺は逐一業務に反映しながら、行革の一環として進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 今町長がおっしゃられたように、これからデジタル化が進み、町民も便利になっていくとは思うのですけれども、デジタル化が進むだけではなく、ちょっと庁舎を見回していただきたいのですけれども、皆さんが忙しく下を向いていたりした場合、本当にすぐに気がついていただけるのかということと不安に思っている方々っているのです。忙しくしているのに声かけていいのかしらという方たちは大勢、割とそういう声聞きます。しばらく待ってから、手空いてからちょっと声かけてみたのよねとかということも聞くので、やはりいたら今日はどうなさいました、どういう心配事ですかとかというすぐに声をかけてくれるというのが町民に対するサービスではないかと思えます。

それとともに、森町役場通われているとか通い慣れている方はあまり気がつかないとは思いますが、例えば庁舎に初めて来た人、不慣れな人、障がいのある方でも、この森町の庁舎古いのですけれども、本当に大丈夫ですかと私は言いたいのです。こんなことかと思うかもしれないのですけれども、常に見慣れた目線で見ていると気づかないことがあって、例えば庁舎の案内図は各種ポスターに紛れて、小さな字で書かれているコピー用紙なので、よく探さないと分からないのです。棟が分かれていると思うのですけれども、そちらにもあるのを確認ができないのと、あと業務案内図とかそういうのがあればより親切に、初めての方でも私の用事はここの課なのだというのが例えば案内所がなくても自分でも探せるというようなものを作ってください。各種案内板の設置をしていただき、誰でも使いやすく、親しまれ、喜ばれる町民サービスの場になるような庁舎全体を見直しはいかがでしょうか。それとともに、これから先は総合案内窓口導入に向けての取組と、できれば本当に総合案内所、1人いてくれて、例えば大きな銀行とか行くとそういう方がずっと寄ってきてくれて、今日はどうしましたかと言って、ここですよ。やっぱりそうやってもらえると、よかったなと、すぐに手続が終わったとかという、そういう満足して帰っていただけるということと心をかけることはできないかなということと、お悔やみ窓口はほ

かでも導入しているところもありますので、ぜひまずはそこからやってみるということを提案しますが、再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

物理的な庁舎を変化させるですとか、システムの整合性を早急に進めるというところはなかなか難しいのかなと思うのですが、今議員おっしゃったとおり、人と人が接する接客というところでの利便性を高めるというのは、まだまだできる余地があるのかなと私も思います。そして、案内図の話もですが、それを利用される方にとってどういったものが見やすいのかというのは再度検証させていただいて、その辺は接客と、あとそれと分かりやすい表示というところでは改善できる余地はまだまだあるのかなと思いますので、そこは検討したいと思います。多分コンシェルジュ的なものだと思うのです。窓口というか、まずは第1段階でどこの課に行けばいいのかということところのご案内というのは、これもできるか、できないかと言われればできるのかなと思いますので、それもどういった形で、今の原課で対応できる部分がどれだけあるのかなというのも併せて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 総合窓口の導入についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、企業版ふるさと納税の現状と今後について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

企業版ふるさと納税の現状と今後についてです。平成28年に創設された企業版ふるさと納税、地方創生応援税制は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人税関係から税額控除をする仕組みであります。制度活用に当たっては、経済的な見返りは受けられないことや本社所在地の地方公共団体への寄附には本制度の対象外とするなど幾つかの制約はありますが、地方創生のための取組に対して賛同をいただき、地方へ資金の流れを加速化させるすばらしい制度であります。また、個人を対象としたふるさと納税制度とは税額控除の仕組みや返礼品がないなど異なる点もありますが、税制上のメリットが大きいことやPR効果など多くの企業が注目しています。

森町の個人向けふるさと納税では、魅力的な返礼品と商品開発、生産と多大な協力をしてくださる町内企業の協力もあって全国から多額の寄附をいただき、町民福祉の充実、自然環境保護、地域防災力向上など多くの事業へ活用させていただき、感謝の念に堪えませんが、人口減少に伴う経済活動の縮小、生産力低下からの町税賦課額減少など、今まで以上に地方財政を取り巻く環境は悪化が見込まれることから、個人向け、企業向けを問わずに本制度を活用した財源確保が重要であります。

森町では、地域再生計画を定め、国の認定を受けることにより企業版ふるさと納税による企業側のメリットが最大限受けられる環境であることから、本制度の概要と寄附活用事

業をより一層アピールすることが必要であり、多くの賛同をいただくための取組が早急に求められますので、質問します。

1 番目、寄附実績と受入れ後のフォローをどのように行っているか。

2 番目、今後企業へのコンタクト、アプローチをどのように展開するか。

3 番目、本制度に対する効果検証をどのように行ったか。

以上、お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町企業版ふるさと納税につきましては、令和2年度に制度を創設し、森町の地方創生に資する施策に対し、道内はもちろん、まだ多くはありませんが、道外の企業様からも応援いただいております。

ご質問の寄附実績につきましては、本年5月末にて延べ5社、寄附金170万円の寄附をいただいております。また、寄附金をいただいた後、感謝の意を込め、お礼状と地域材を活用したノベルティーグッズを送付し、本年度につきましては連携協定を締結している北海道教育大学函館校の学生がデザインした森町オリジナルコースターであります。本年3月には北海道を応援してくれる全国500以上の企業、団体が集う北海道応援団会議に向け、オンライン配信ではありますが、森町の地方創生に資する取組を私自らPRし、応援を求めてまいりました。そして、様々な業務にて道内外へ出向く際には各企業等を訪問し、トップセールスを行っていく考えであります。

また、議員ご承知のとおり、本制度は地方創生応援税制であり、森町地域再生計画を基本とし、計画掲載寄附金額の目安を目指し、森町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲載された事業に応援をいただくことから、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会での検証となるものであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） この制度は、各自治体が地方再生計画というものを作成することによって企業側がメリットが得られると。まず、入り口として町が地域再生計画を定めるというところがスタートになるかなというふうに思うのですけれども、町長もこういう質問が来るといことで近隣の町村の実績というのはチェックしたのかなというふうに思うのですけれども、ほかの町と比べるとどうも再生計画が寂しいといえますか、どこの町でも必ずこのまち・ひと・しごとに関わる再生計画というのは掲げています。プラス様々な詳細な事業を掲げている町が大変多いです。だから、僕はこの企業版のふるさと納税に関しては、町が掲げる再生計画でも二分化されているのかなというふうに僕なりに分析しています。その分析、二分化というのは、言葉は悪いかもしれないけれども、取りあえずこの制度に合致するためにまち・ひと・しごと、プラスいろんな事業というようなイメージを受け取ったところです。そして、その結果として、様々な町で実績のほうアピールするという部分でどこの町も必ずホームページに載っていますけれども、まずこの計画の部

分で本当に取り組んでいるなど感じられる計画を数多く掲げている町は、やはり実績も件数も物すごくあります。多分町長も確認していると思います。先ほど森町は令和2年から始まって延べ5社、百数十万というのは、非常に寂しい数字だなというのは町長も感じているのかなと。この渡島管内で数十件、数千万単位で集めている町もある中で、ちょっと出遅れているなどというのが私の感じているところです。

再生計画大変見劣りするという話から再質問始まっているのですけれども、森町の場合、このまち・ひと・しごととU I Jターンですか、に関するたしか2つしかないのかな。僕もこの質問するに当たって全道の自治体が掲げている計画見たのですけれども、大変少ないと。その辺ぜひ森町の現在の地域再生計画だけではなくて、より企業が賛同していただける、目に留まるような再生計画をつくる必要があるのではないかと僕は思うのですけれども、まず再質問の1点目として、森町の地域再生計画をより企業の方に賛同してもらうために今の内容からさらにブラッシュアップする必要があるというふうに感じますけれども、いかがでしょうかというのをまず再質問の1問目にさせていただきます。

それと、企業版のふるさと納税ということで、森町は令和2年度からということで、まだ年数的には一般の返礼品のあるふるさと納税よりは歴史が浅いといえますか、まだまだ始まったばかり、町長もトップセールスをこれから行っていくという先ほどご答弁だったので、言い換えれば今までやってこなかったもので、これから行うというふうに聞こえました。町長もこれから行うというような状態ですので、正直言ってこれ町民の方ってほとんど知らないのかなというふうに思うのです。企業版のふるさと納税の制度自体を知らないのかなと。返礼品のある個人向けのふるさと納税の制度とは違って、個人の方が知ってもどうしようもないといえどどうしようもないことですので、町として町民に対するアピールというのは必要ないと言われればそれで終わってしまうのかもしれない。ただ、町民の方のほとんどは就労している中で、森町の企業に勤めている方もいれば、管外の企業に勤める方も数多くいると思います。そういった例えば森町の住民で八雲町の企業に勤めている方がもしいらっしゃったとして、社長さんと、うちの町にもぜひ寄附してくれよというような、町民がまず森町のこの地域再生計画といえますか、取組をアピールしてくれる、そういうふうになったらこのPR効果というのは物すごく大きくなるのかなというふうに思うのです。それで、まずは町民の方へこの制度を知ってもらう、そしてもしその町民の方が何か関わりある町外の企業とこういうお願いをできるような環境であったら、ぜひぜひお願いしてほしいなというところも含めて町民の方への周知というのも必要なのではないのかなと思うのですけれども、その辺の町長のお考えを再質問としてお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、就任からこういう制度があって、地域再生計画をつくって、国に承認いただいて、企業からご寄附をいただく。企業は、9割の税控除、寄附額の9割にも及ぶ税控除を受けられる、そういうメリットを使って、この制度の最大の目的といえますか、効果といえますか、この地域再生計画、町がどういうふう未来に向

かってまちづくりを進めていくかというところを町外の方々と共有するというか、それが一番の趣旨といたしますか、行わなければならないことだなと思っています。当然近隣町村といたしますか、近しい首長の方の話を聞きますと、本当にすごくいろんなところを回っていて、もう何千万という金額を集めています。当然ながら就任当初の地域再生計画より、よりブラッシュアップして何点か追加させていただきました。今後もこの地域再生計画に関しましては、9月にまち・ひと・しごと総合戦略策定会議がございまして、そのタイミングに合わせましてまた何点かのせれるものを今検討している段階でございます。

まず、私が一番効果的にやるべきことはといたしますと、公約で私も挙げさせていただいた様々な寄附金ですとか、いろいろなそういう財源を必要とする公約、それをきっちり地域再生計画にのっけて、自らが挙げた公約は自らが集める、そのような流れをしっかりとつくって、しかも地域再生計画を策定するための委員さんは町民から選ばれていますから、この策定会議の会議体をしっかりと活用して、集まって会議をしていただく委員様たちの委員としての意義というものもしっかりとお伝えするというのも必要だと考えています。やはりトップセールスというのは絶対必要だと考えていますので、森町以外のところで積極的に私も働きかけていきたいと考えています。参考にすべき事例は近くの町村に山ほどございまして、非常にいろいろな情報もいただいていますので、その辺はご意見をいただきながら、しっかりと回ってご寄附をいただきたいと思っております。170万という実績はまだまだ少ないと思いますので、その辺はしっかりと寄附をいただけるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○9番（河野文彦君） ほかの町の実績といたしますか、そういう部分を本当に参考にするというか、先ほどほかの町の町長が回っているのも情報としては入っているというようなお話だったかと思うのですけれども、実際に近隣、どこの町とは言いませんけれども、近隣の首長さんが担当課の職員を連れて、この企業版、その町の再生計画なり、どういう事業にというようなチラシ、リーフを持って実際に森町の企業も回って歩いているのです。だから、町長多分森町の企業がよその町に企業版ふるさと納税を行っている実績ももちろん情報として伝えられているとは思うのですけれども、確定申告なり、税務申告の資料で分かると思うので。だから、その辺、ちょっと最初の話に戻るのですけれども、まだ森町としては本格的に取り組んだのが令和2年度からということですので、後れを取っているのが現状ですので、本当に早く近隣の町村に追いついてほしいなというふうなところを期待しているところです。

先ほどまだ170万ほどしか実績がないということなのですけれども、今の森町の地域再生計画でいくと、2024年度までですけれども、1億700万円が目標として掲げられているのです。もう1年目終わって、今2年目も終わったのかな。この事業の評価もPDCAサイクルを使って行うというふうな計画になっていますので、今22年度ですから、実質22、23、

24、あと3年間です。3年間で残り約1億数百万を目標達成するには集めなければならないという責務が今町長の肩と足にかかっていますので、そこは町長のフットワークを期待して、何とかこの1億円を達成してほしいと、達成しなければならないというふうなところで取り組んでほしいなというふうに思います。

それで、再々質問として、この企業版ふるさと納税において実際に金品、お金で寄附をいただくという部分と人材派遣型という2つの寄附の方法がありますけれども、森町も業務がどんどん広がっていく中で職員の不足感があるというお話は従来からされていますので、人材派遣型の企業版ふるさと納税の制度も活用するののも一つの手かなというふうに思って私も資料を見ていました。企業から人材を派遣していただくことで、その企業のノウハウを役場として吸収するですとか、またあくまでも町外の企業からの人材派遣になりますので、そこで交流人口といいますか、そういうところもどんどん広がっていくのかなという中で、この制度についても大変森町にとっていい制度なのではないかなというふうに思っていました。それで、再々質問として、この人材派遣型の企業版ふるさと納税において今まで企業側から問合せがあったかという点、あと町としてぜひこういう人材を寄附といいますか、協力したいというような企業からの申入れがあったときにどういった受入れ態勢を今現在構築しているか、あと町長のこれからの足を使ったセールスの中でこの人材派遣型の企業版ふるさと納税についてはどのようにPRしていこうと考えているか、ここを再々質問したいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

人材版の企業版ふるさと納税というところで、地域おこし企業人という制度だと思っておりますけれども、実績としては今のところ森町ではありませんでした。いろんな企業様と包括連携協定などなど結ぶ際に、この企業版ふるさと納税ですとか人材版の企業版ふるさと納税の制度、人材を提供していただくという制度の話はちよくちよく出てきます。やはり企業側にとっても単なるボランティアでこの森町にお金とか、見返りは求められないという制度のルールはあるのですけれども、この森町で企業の活動を展開するに当たってどういったことがメリットなのか、それと町が解決したい課題とそれが合致するというのが非常に大事なかなと思っています。その中でもしっかりと私と先方の社長とお話するという機会を設けるとするのは当然大事だと思いますし、地域再生計画の話にもちょっと戻りますけれども、この森町がこれからどういうふうに福祉ですとか、観光もそうです。あと、産業もそうですけれども、どのように発展をしていきたいか、それに対してどんなことを手伝ってほしいのかというところもしっかりとアピールしていくというのが非常に大事だと思います。そのためにはもっともっと課題を抽出して、可能性というものも町内の事業者様と話し合うというのも大事だと思いますし、まだまだやらなければならないことはたくさんありますが、制度をフル活用してこの森町のまちづくり、産業振興にしっかり生かしていきたい。

そして、先ほど若干答弁漏れしてしまったのかもしれないですけれども、この制度を町

民にお示ししていくというところでは、この仕組みをしっかりと伝えるということも大事ですけれども、この仕組みを使って町民の皆様がまちづくりに参加してもらう方法の一つとしてこれがあるのですよというところも私は大事なのかなと思っています。そのためにもち・ひと・しごと総合戦略策定会議というものがあるし、各業界団体、いろいろな会から委員さんを出していただいて、私も青年会議所時代にその委員会に携わっていろいろな意見も述べさせていただいていたのですけれども、その会議で行われる会議の内容に関しましてもどうしても一方的な感じも当時はしていました。それも改善していかなければならないと思いますし、やはり行政側から投げかける以上に委員の皆様からこんな事業どうなのだという、そういった投げかけというのもしっかりと受け入れていけるような、そういう仕組みと申しますか、そういうのも大事なのかなと思っています。

いずれにいたしましても、総合戦略策定会議、地域再生計画、これは非常に大切なまちづくりの仕組みの一つだと捉えていますので、寄附金額からいうと一般のふるさと納税とはちょっと小規模になりますが、町の未来をどう考えているのか、町長の政策はどうか、町民の方々が何を求めているのかということを経営として外にお示しするという意味では非常に大事な制度であると思いますので、その辺はしっかりと必要なことを精査して町民の方々にアピールし、町外の企業様にもしっかりとご提示して寄附額を増やしていけるように努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 企業版ふるさと納税の現状と今後についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育行政執行方針等について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

教育行政執行方針等について。教育長は、本年4月1日に就任され、教育行政のトップとして業務に精励されていることと思います。しかし、その根幹となる令和4年度の教育行政執行は前教育長が策定され、それに基づいて主要な施策が進められております。このことについて施策の内容に疑義を感じられることもあろうかと推察いたしますことから、このたびは社会教育分野の次の施策に対して教育長の所見を伺います。

1、国指定史跡鷺ノ木遺跡について、保存と公開を目的とした整備基本計画を基に具体的な整備、活用を進めますとありますが、今後どのような具体策をお考えでしょうか。また、遺跡までのアクセス道路などの整備について考えがあればお聞かせ願います。さらに、

町部局の地域振興や観光部局などとの連携についての計画などありますか。

2、第2次森町総合開発振興計画の生涯学習の場となる施設、設備の充実にあります文化センター整備の検討（図書館、郷土資料室も含めた）が一向に進展していない現状をどのように思われますか。具体的な取組などの考えがあればお聞かせ願います。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

まず、1点目、国指定史跡鷲ノ木遺跡について。史跡鷲ノ木遺跡整備基本計画につきましては、森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員会としての考え方も固まり、皆さんからの意見を伺う準備を進めている、そういう進捗状況でございます。整備活用について今後の具体策についてですが、まず第1にはあの貴重な鷲ノ木遺跡を後世に残し、伝えていくための保存のための整備が必要であり、それを行いながら皆さんからの意見を伺い、また国の関係機関にも相談させていただきながら、活用に向けた整備内容をまとめていきたいと考えております。

また、地域振興や観光部局などとの連携についてですが、将来的には観光資源として中心的な役割を担うことが可能な遺跡であると考えておりますが、ご質問にありましたアクセス道路につきましても現状のままでは見学者の方にご不便をおかけすることになることもあると考えておりますので、活用に向けた整備の中で総合的に関係機関や関係課とも協議検討していきたいと考えております。

2点目、文化センター整備の検討についてですが、まず森町公民館につきましては老朽化も相当なものです。建物の一部を借りて開館している図書館につきましてもスペース的な問題がございます。今まで財源的な問題もあり、整備が後回しになってきたという考えも聞いております。今年度は、社会教育施設全体として長寿命化計画を作成する予定で動いており、その計画の結果も加味しながら、施設の統合の必要性の有無を含みながら総合的に検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（伊藤 昇君） それでは、再質問させていただきます。

前の考え方とそんなに変わっていないと、社会教育の長寿命化なり。まず、鷲ノ木遺跡からまいりますけれども、見学者の交通アクセスという話で、土曜日とか日曜日とか見学会を開くと。それも10人くらいの人数しかできない。というのは、あくまでも道路の整備ですとかそういうことも含めて、大きなバスが入れないとか、それからボックスカルバートの中に入っていけないですとか、そういうこともありますし、その整備自体もそういう人たちに対応できるような整備の方法をしていないのが現実でないのかなというふうに思っているのですが、それを前のままの道路がそうであるからとかそういうのでなくて、新しい教育長になったわけですから自分の考えで、教育長も2年ほど森町に住まわれていたと思うのですけれども、そういうことから鑑みまして、森町のこういうすばらしい文化財というか、遺跡をどのように守っていくかという自分なりのお考えがきっとあるのだろう

と思って私今回質問したのです。教育行政執行方針、これは前のもので、今仕事している中で教育長自らの気持ちというものがやはりあるのではないかなと私は思いまして、あえてこういう質問を今回させていただきました。

それから、地域の宝だということからしましても、町部局と連携をこれからという部分なのですが、そういうことというのは遺跡等いろいろな文化財も含めてどのような関わりを持ってそういう地域づくりに進めていこうかというお考えを持っているのかというのがお聞きしたいところでございます。

それから、人を呼び込むということで、教育長、函館の教育局にいらっしゃったのですから、函館市の遺跡等も相当御覧になっていると思うのですが、森町の施設の環境の整備と函館の環境整備、遺跡を守るため、また見学学習施設としての施設、そういうものと比較してどのようにお感じになりますか。それを感じた中で、どういうふうにしていったらいいかというお考えがあれば教えていただきたいと思います。

それから次に、文化センターなのですが、これも長寿命化の話でなっているのですけれども、今年度で第4次の社会教育中期計画も策定されるという中で、社会教育の行政をつかさどる中でどのような施設が必要なのか。文化センターというのは当然必要になってくるのだと思うのです。人口規模に合わせたそういう文化施設というものが森町にどの程度のものが必要なのか、そういうことをお考えになって教育長になられているのだと思うのですけれども、もしお考えを出せるのであれば今ここでお話しいただければと思います。

それと、図書館の関係ですけれども、私以前に質問したのですが、賃貸でお借りしているわけですね。立地条件も悪いのですけれども、このままで教育長はいいというふうにお考えでしょうか。質問してからもう数年たっているのですけれども、そのままなのです。毛利教育長の場合、今の現状を見てどのようにお感じになるか。そこを何かお話しできるのであればお願いしたいなと思います。

それから、各施設を見て歩いているという話もあったのですけれども、砂原の公民館、ロビーすばらしいと思うのですが、あの椅子の状況見たことございますか。私先日ちょっと行く機会がございまして、破れて中が出ているのです。それがいっぱいありまして、ここは座らないでくださいと。壊れているから座らないでくださいというのかと思ったらコロナ対応だったのです。でも、それよりももっとすごかったのです。それ見て、どうしてこれ備品購入しないのかと思いませんでしたか。そこもお考えがあればお願いしたいなと。

それから、外壁、タイルを剥がさないでくださいと紙貼っている、いっぱい。あれどういう意味なのでしょう。危険建物なのですか。タイルが落ちてくるのですか。そういうところも見て歩いたと思うのですが、そういう現状をいろいろ見て歩いて、この文化センター、いろんな産官も含めた中でそういう施設の整備というのは当然必要だと私は思いますけれども、教育長の見解を教えてください。

○教育長（毛利繁和君） 何点かございましたので、項目ごとに私の考えをお伝えします。

まずは鷲ノ木遺跡については、もちろんまだ今シートがかかっている状態でしたけれども、現地まで見に行ってみました。なかなかあの規模感のストーンサークルはないという説明も聞きましたし、現に見てすばらしいものだなというふうに思っています。これを将来的に一つの森町の目玉としていくためには、まず保存の整備をしなければならないということも学びました。景観の問題がいろいろございまして、残念ながら国の指定にはまだ、世界遺産の登録にはなっていませんけれども、そこを目指しているというのが森町の姿勢でもありますし、保存のための整備をまずはしなければいけないというふうに考えております。したがって、整備計画、基本計画においても保存の整備をしていくということが前提にある上で、並行してどこまで今観光部局等々と詰めていけるかと、連携しているかというふうに考えます。ただ、これは森町の史跡ですので、文化の関係ですので、やっぱり教育委員会発信で観光部局のほうには働きかけていかなければならないというふうに思っているところです。

それから、函館の遺跡との比較なのですが、函館も実は非常に中心部から遠方のほうにありまして、バスを使って希望する学校等あればそこまで運ぶというような方策を取って見学数を増やしているところです。日常的にはなかなか皆さん気軽に行ける距離ではないのですけれども、森町においてもそういう交通アクセスを併せて考えて、何とかそういう一環としてこの見学会というものをまず開いております。今年も50回ほどは計画しているわけです。一回に運べる人数が10名として限られてはいる計画なのですが、何とか50回で希望される方、鷲ノ木遺跡の見学会のほうにお連れしたいと思っています。

それから、文化センターのほうなのですが、私も文化センターの構想については、規模感のお話が出ていましたけれども、点在しているわけです、見た感じが。そういう社会教育に関すること、生涯学習に関することの施設が非常に点在している状態なので、規模感としては私大きなものを、これ個人的な考えですけれども、据えないことにはいけないかなと思っています。つまり統合するとか、そういう方向の規模感の文化センターを造るべきではないかというのが考えです。図書館についても、文化センターイコール図書館が入るのか、入らないのかというのはこれまた別議論になると思いますので、ただ現在のまんま、図書館ももちろん見てきました。このままではよくないと思っています。読書のことがないがしろにされるのは私たち町民の文化度というのがその点においても非常に不安ですので、文化センターの構想と一緒にするのか、単独になるのかは私は今ちょっと判断つかないですけれども、早急に何とかして読書環境を整えるということも大事だと思っています。

それから、砂原公民館のお話が出ました。もちろん私も見てきました。私が衝撃を受けたのは壁です。一見非常にまだ使える部分も考えながらも、これもはっきり言ってこのままではもちません。ここら辺のことも含めて、さっきの文化センター構想に入ってくるのか、こないのかも検討しなければならないと思っています。

社会教育施設については、今年検討協議会を立ち上げたいと思っています。個々に見て

も仕方ないので、トータルして一体どうしていったらいいのかということをもまずは職員の中で立ち上げて検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） 大変ありがとうございました。力強いお言葉でございまして、ただ教育長、その検討委員会なるものもそうなのですが、これにはやはり財源が伴うわけです、これを直していきたいとかこういうふうにしたいという部分で。今基金なんかを見ますと、ほとんどないと等しいのです。そのためにそういうものを造るための基金の設置、ありますけれども、それにしっかりと財源の裏づけを伴うような、そういう検討協議会、職員といえども教育委員会の職員さんだけでなく、やっぱりいろんな部署が入って、財政も入ったり、そういうものを現実的にできるような、そういう検討委員会の設置を考えていただければと思いますので、そこを最後に1つ。

それから、交通アクセス、遺跡のほうなのですが、50回で10人といえども観光分野とかいろいろと考えれば、やはりバスなんかで観光ルートの中の一つに入って、そういう遺跡を見ていきたいというところは出てくるのかもしれないです、そういう学習施設もいろいろあれば。だから、そういうものを総体的に考えていただいて、ただ50回で10人乗せていけばいいというだけではなくて、そういうしっかりとした将来的な構想も含めてお考えがあればもう一回お願いします。

○教育長（毛利繁和君） まず、1点目、検討委員会の設置について非常にいいアドバイスを頂戴したと思っています。ありがとうございます。何とかそうなるように働きかけてはいきたいと思っています。

それから、2点目、観光バス等の立ち寄るところの一つにするという、そういう案についても、どこに働きかけていいかも含めて検討させていただきます。先ほど来10名、10名と、少ないのではないかというような人数ですけれども、コロナの状況においては現時点ではそういう人数設定していますけれども、これが状況が少し快方に向かっていると25名まで乗れるということで、一気に1,000人超えのそういう計画になりますので、そこら辺も承知しておいていただければと思います。

いろいろとありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

次に、森監査第6号の監査結果報告について、自治基本条例について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

まず初めに、森監査第6号の監査結果報告についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、森監査第6号の監査結果報告についてを質問させていただきます。3月14日に監査請求に関する決議が議決され、4月27日に森監査第6号として監査結果の報告が

ありました。それは、国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業受益者負担金、土地改良施設使用料及び下水道受益者負担金の不適切な事務処理についてであります。当然町長にも報告がされているわけですが、報告を受けてどのように受け止め、今後の行政運営にどのように反映していくのかについて考えているのでしょうか。特に以下の3点についてどのように考えているのでしょうか。

1つ目として、強制執行、不納欠損処理をしてこなかった、賦課徴収漏れを起こしていたなどの一連の事務処理については、担当職員の過失や錯誤ではなく、町の政策として未納者へ対して時効中断となる手続を行ってこなかったこと、歴代町政執行者が黙認してきたと解され、町政執行者の意思として法令を無視したとされること。

2つ目に、このたびの件の責任は現職の町長、現担当の職員が負うこととなるのであるが、過去から続く過ちを今正そうとしている者にその責の全てを負わせることについては相応の理不尽さを感じると指摘されていること。

3つ目に、職員においても誤った判断であると現認した場合は町政執行者の判断だからと黙認することはあってはならないとし、町政執行者においては職員の声を真摯に捉えようとする姿勢が必要であり、行政は法にのっとり進めていくことが負担の公平性や平等性の確保につながるとされていること。また、議会の数回の全員協議会と町民説明会の開催、そして監査結果の報告でこれらの事件は全て終了したと考えるのでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今般の監査委員による結果報告を真摯に受け止め、改めて町民の皆様にはおわび申し上げます。今後の行政運営に向けては、過ちを繰り返さぬよう庁舎内における連携体制が重要だと考えておりますし、職員を債権管理に係る研修等に参加させるなど知識の向上に努めてまいります。

1点目についてであります。仮にご指摘のとおり町政執行者が黙認し、法令に基づかないで行われていたとすれば、その責任は非常に大きいと思います。

2点目についてであります。町政は執行者が替わろうとも継続して行われているものでありますから、町の方針として適切な収納対策を講じてこなかったために町政に対する信頼を失墜させたことにつきましては、現在の町政執行者が責任を取るべきだと考えております。

3点目についてであります。負担の公平性や平等性の確保は自治体運営の根幹をなすものでありますから、公平、公正な町政執行を実現するため、これまで私が言っております上司、部下、年齢にとらわれることなく、気軽に相談できる風通しのよい環境の下、今後同様の過ちが起らぬよう町政のかじを取っていきたいと考えています。今後はさらに事実関係を調査し、調査結果をまとめ、年度内に調査報告書という形で報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） ただいまの回答が監査報告の結果報告について全て認めるのだというふうな答弁だと私は受け取っていますけれども、それでよろしいのかどうかです。問題は、今後起こさないことというか、当然そうなのですが、責任の取り方の問題がどうも不明確なわけです。その部分のことが今回の監査報告においてもそういうところがあるのだと私は思っています。書いていることというのは、監査報告の中身です、先ほどの質問の中で指摘してきているほかに意思決定が町政執行者の下で行われたのであれば、その責任は町政執行者が大きな比重を占めると言えると言っているわけですが、当然政策としてやっているわけで、その責任というのは、誰が命令しているかという町長なわけですが、歴代の。現岡嶋町長ではなくて。とすれば、その当時の執行責任者である、最高責任者である町長の責任というのは一体どうなっているのだろうか。本来であればこれだけ2億円の損失というのを出した時点で、金額が金額だから大きくなっているのですが、当然住民監査請求が起こされて、下手するとその上のまた裁判というか、賠償請求の行政訴訟になってくる可能性もあるわけですが。ただ、今回いろんな中でやられている報告書とか、そして議会としてのけじめとして少なくとも私は監査を要求する中で、こういう町側の一方的というか、問題があったということ指摘で書かれているわけだと私は思っているわけですが。だから、それを町長は認めたということによろしいのでしょうか。今後当然修正をしていくわけですがけれども、修正をしていく具体的な部分を聞きたいのです。というのは、その中身というものは、町長が言っているとされる法にのっとってやると言っているわけですが。執行していきますよと。そうすると、問題は起こらないわけですが。その法という具体的な何なのかなのです。一般的に分かります、言っていることは。だけれども、今回の場合どこの法律に基づいて指摘されて、その法にのっとってやっていくのかということが分からないわけですが、この言っている部分、町長がおっしゃったとされる部分の。その辺はどういうふう考えているのか、その2点まずお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先般いただきました監査報告に関しましては、内容は重々確認して熟知しております。先般行われた町民説明会でもそうでしたし、今まで議会のほうで説明させていただいた話にもありますが、調査はまだ途中でございまして、聞き取りをしなければならない人間がまだおります。その中で、監査委員からいただいたこの監査の内容というものは参考にさせていただきまして、調査に反映していきたいと、ひとまずは現時点ではそのように考えております。何分当時の執行者はもう亡くなれておりますし、携わった当時の関係課の課長等も亡くなっている方が随分多い状況でございまして。どこまでこの真相と申しますか、政策としてという言葉が今議員から出ましたが、これはなかなか本当にそうだったのかどうかというところは、私ははっきりするのは非常に難しいのかなと思っております。しかしながら、現実問題として滞納を長年に積み重ねた状況、そして時効の延長をせず不納欠損処理をしなければならなくなったこの状況というのは、当然議員ご指摘のとおり

り、繰り返してはならぬことだと考えております。法律にのっとりというところで申し伝えますと、当然債権管理に関わる条例、そしてそれぞれの事務手続における条例に関しては、当然遵守していかなければならないと考えております。

そして、これはいろいろと状況の中で話にも出てきましたが、当時の執行者の政治的な判断、これが残っていないというのがなかなか問題の本質を、解決を難しくしているのかなと思いました。今後は政治的な判断といいますか、行政の長として一つの判断をどのようにしたか、そういったことはしっかりと残すべきだと私は考えておりますし、その点に関しましてはこれからも様々な問題、課題の解決の中で判断しなければならないことというのは出てくると思います。その中で、しっかりと町長としてどういうことで判断したかというのは残していくべきだなと考えているところであります。

引き続き調査に関しましては、まだまだできていない部分がございますので、早急に実施し、報告書をまとめ、改めて提出というところで考えておりますことを重ねて申し伝えまして、答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 法にのっとりというところの話なのですが、今回の責任というか、懲戒という考えからすれば、地方公務員法の29条にのっとってこれを見ていくべきなのではないかなと私は思っているわけです、率直に言うと。29条、職員が左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職、または免職に処分することができるという条文です。町長が法にのっとるということは、これにのっとって考えるべきだと私は思っているのです。そうすることによって初めて責任の取り方と実際のそれに関わった職員に対する処分の問題からの考え方としてはこれに基づかなければならないのだというふうに私は思っているのですが、最後にそれだけ確認して終わりたいのですが、もう一点、この監査報告がこれで終わったというふうに、私は終わってもいいのかなとも考えているのです。ただ、今後この問題に関しては、9月議会の決算委員会でこれがさらに問題になるのだろうかと思っております。さらに、その場において当然監査委員に対する質疑があるわけですから。その中で、これについての中身の話をさらに詰めていく形になるのかなと。多分それが一つの流れとしてははじめのつけ方というか、町長の先ほどの言葉でもまだ報告ができていないので、調査は終わっていないのだという話言っていますけれども、私はそこが一つのはじめになるのかなと思っております。だから、その辺も含めて、今の29条の話の絡みで考えるのかどうかと最後聞いて終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど来お答えさせていただいておりますとおり、重ねての答弁になりますけれども、改めて調査終えた段階で報告書というものは出させていただきます。そして、今松田議員からお話があった29条、処分の関係ではございますが、こちらもしかるべき処分する事項がはっきりした場合は、これは毅然として処分を下す。私も含めて処分を再度、再度といいま

すか、決め、議会のほうに上程させていただかなければならないと、そのような認識であります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森監査第6号の監査結果報告についてを終わります。

次に、自治基本条例についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2つ目の自治基本条例についてということで質問させていただきます。

地方自治について日本国憲法は、第92条で地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるものとしています。これを受けて、地方自治法には国と地方自治体との関係や組織、運営に関することについて詳細に定められていますが、行政と市民との関係や住民自治についての特段の規定はありません。また、日本国憲法は、第94条で地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるものとしています。

2000年、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国の機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係は従来の上下、主従から対等、平等に変わり、自治体は自己決定、自己責任による自主自立的な運営を求められることになりました。今地方分権改革が進み、自治体には自主自立の運営が強く求められています。また、同時に町民参画と協働のまちづくりを推進していくため、町民や議会、行政などの権利や責務をはじめ、まちづくりの基本理念や基本原則などを分かりやすく表現して、町民が主体のまちづくりを実践できる基本的なルールづくりが求められ、誕生したのが自治基本条例だと言われています。既に現在全国で200以上と提出したのには書いていますが、403が今できています。以上の自治体が自治基本条例を制定しています。行政の不祥事が発覚し、混乱している今の森町のまちづくりを推進する上で、町民の信頼を取り戻し、町民参加と協働に基づく行政運営のルール化、公平性や平等性の確保と責任の明確化などが確保できる法、すなわち自治基本条例が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

自治基本条例は、自治体運営の重要な諸制度を総合化し、自治体運営の最高規範として位置づけるものです。議員ご質問のとおり、地方自治体は地方分権により自主自立の自治体運営が求められ、さらには町民参画、協働のまちづくりを推し進める必要があります。また、自治基本条例に規定する基本理念や基本原則は、町民主体のまちづくりには必要不可欠なものとして認識しております。

私も町長就任時から自治基本条例の制定については前向きに考えているところですが、制定においては熟慮を重ね、慎重を期さなければならぬと感じております。理念だけの条例にならぬよう、理念を具体化するために自治基本条例と他の条例の関係を明確にし、運用上のそごの解消、新たに制定が必要な条例なども考えられます。また、総合計画など各種計画との整合性についても十分な分析が必要であります。自治基本条例が関連する条

例等の整備によって総合的な自治基本条例として体系化され、諸制度と縦横に関連づけられ、活用されることが必要な自治基本条例だと考えております。現在道内においても62の自治体で制定されております。今後はそれらも参考としながら、制定の要否も含め検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

先ほどの全国でどれだけ制定されているかという問題なのですが、403自治体で、北海道においては北海道も含めて20市37町2村の60自治体だと私は把握しています。全体からすると33%の自治体が制定しています。これは全国的に見ても高いです。ニセコ町が最初につくったというのもあるのでしょうかけれども、その中で非常に北海道の制定、施行している自治体が多いというのは、北海道進んでいるのかなと改めて思ったりもしているところですが、その中で自治基本条例というのは自治体の自治の方針と基本的なルールを定める条例であり、ほかの条例や施策の指針となることから、自治立法の体系上の最高法規であり、自治体の憲法と言われるわけであります。

そういう中で、今回私はなぜこの自治基本条例が森町に必要なのだということは最初の説明で書いているのですが、今回のさきの質問の中の問題の絡みで私は思っています。町長は、法にのっとりと言っています。先ほど29条の話私しましたけれども、それとは別に町民の責任とか行政の責任、町長の責任、議会の責任の在り方、職務はどういうものかということを書いているものが必要なのではないですか。そういう法にのっとりということの意味において、自治基本条例というのは非常に大事なのではないかと。それに基づいた運営こそしていく必要があるのだと。今の森町のいろんな場面でちりばめられた部分というのは多くなっています。先ほど町長の答弁の中でも指摘していたように、振興計画の中でやるからいいのだという町もあります。確かに森の条例においては最高理念だと書いているわけです。私はそれを見たときに、えっと思ったとか疑問に思ったときもあるのですが、違うのではないかと私思っています。それではない。本来でいえば全道で制定されているこの自治基本条例が最も適切な理念、森町の理念を書いているものなのだと。それが今こそ必要なときなのではないですかと私は理解しています。そういう意味で、今回すぐにつくるという話にはなりません。ある町では、その話が出てから2年、3年議論しています。それで制定していない町もあります。だから、大事なのはこれをつくるという話なので、つくるのが目的ではありません。過程なのです。今後私たちはどういう町をつくるのかという議論、そして議会の役割、行政の役割、町民の役割、それをきちっと押さえた中で運営していく、町政を運営していくということが必要なのではないかと、今最も求められていることなのではないかなと思って私は考えています。

それで、いかがでしょうか。前向きに考えているという話にはなっているのだけれども、具体的にすぐの話にはならないと思いますけれども、先ほど今日の行政報告の中で意見交

換会をやりますと言いました。それが大事なのだと思います。それは、あくまでも町政懇談会をやるという話、移動町長室、要綱でいうと移動町長室実施要綱というのがあるので。それに基づいた発言だと思いますけれども、本来であれば先ほど言いましたように自治基本条例の中に書かれていて、だからこそ町民と意見交換する場をつくるということが書かざるわけです。それを書くことによって、町民から、町内会から要望があったらやるという話ではないのです。条例で書かれている、必ずやらなければならないということなのです。それは町民も理解しなければならないし、行政も議会も理解した上で進めていくことを書き込むのが自治基本条例と私は理解しているのです。それで、いかがでしょうか。段取り的にいうとどういう形で今後進めていこうと具体的に考えているのか。つくと前向きに考えているというふうには理解しましたけれども、再度その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まちづくりのプロセスとして、町民の方々が得ている権利といいますか、義務といいますか、私は選挙だけではないと思うのです。やっぱり細かいいろいろな施策ですとか、先ほど企業版ふるさと納税の話の中にもちょっと出てきたまち・ひと・しごと総合戦略会議、その中での委員さんの役割、それをただ単純に紙に規定するのではなくて、理事者側として、町長側としてどう彼ら、彼らといいますか、町民の皆様を位置づけするかという、そういうアクション的なものも大事だと思います。自治基本条例というところにゴールとして行き着くのか、行き着かないのかはなかなか今判断はできませんが、基本的なプロセスとして、私も公約に挙げさせていただいたのですけれども、やはり町民の皆さんがまちづくりをしているという実感を得てもらうのが非常に私大事だと思うのです。そのためには先ほどの戦略会議でも委員さんが上げてきたものを具現化して、町長がお金を集めて、私たちが作り上げたのだ、行政と一緒にというそのプロセス、意思の疎通というのが非常に大事だと思います。それを基礎部分でしっかりと作り上げていくのがまずは必要だと私は思っていました。時の町政執行者が替わるそのタイミングでいろいろな基本的な町の方針というものが右だ左だというふうに変わってしまうのは非常によくないと思いますし、そういう意味では私は、いい意味ですけれども、いい意味で条例をつくって、町長の悪い意味での余白のぶれというものを条例で縛る必要が私はあると思います。しっかりその部分は町民の皆さんがまちづくりに参画して、行政と一緒にやっていくというプロセスがあれば、私はたとえ縛ったとしても町長がもともと持っている業務、そういったものに制約を与えるものではないと思っています。

いずれにしても、条例制定より先に行わなければならないのは、具体的ないろいろなそういう政策ですとか施策の決定プロセスにどのように町民が関わることができて、関わろうと関心をどうやったら示していただけるのか、それを細かく実証していかなければならないと思います。でも、まだまだ足りない。理念条例にはなりますけれども、例えば中小企業産業基本条例、これも理念条例として一ついろんな今自治体でつくっているのがありますけれども、これも理念条例といいながらも、結局その町にある大規模企業、中小

企業、中には1次産業の役割、責任というのもしっかり条例に書いてあったりします。町にある金融機関の役割、商工会ですとか商工会議所の役割、そういったものも簡単ではありませんけれども、条例化されています。町は、町の事業者に対してどういうふうに政策を決めていくべきか、それもしっかり条例に書かかってあります。理念条例ではありますが、条例は約束事だと私は思いますので、しっかりその辺細かい下積み、まずは積み重ねをしっかりと検証、実験、細かな理念条例も重ねていきつつ、結果として自治基本条例が包括的にこの森町に適しているという判断ができれば、これは条例制定に向けて具体的に進めていくべきだと思いますし、それがそぐわないというのであれば、やはりそれは制定を急ぐものではないというふうにも考えております。

ちょっと雑駁にはなりましたが、なかなか広範囲に及ぶまちづくりに対する条例でありますので、一概に今すぐどうこうという返事はできませんが、基本的に町民参画、町民主役、町民主導のまちづくりという面では自治基本条例の理念というのは非常に私共感できる部分もありますので、要素を生かしながら、今後も様々な条例制定に生かしていければなというところはお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 自治基本条例についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

3時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和3年度森町一般会計補正予算の第17回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億343万2,000円を減額し、歳入歳出

それぞれ148億3,779万1,000円としたものです。

地方債の変更は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、項1町民税から10ページ中段の項6入湯税まで町税全体として1億2,639万5,000円を追加したものです。

続いて、款2地方譲与税から16ページの款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款13分担金及び負担金、18ページからの款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、24ページからの款16道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、28ページからの款17財産収入、款18寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、16万5,953件で総額28億9,407万9,000円の収入となったところです。

30ページの款19繰入金では、5億1,111万7,000円を減額するものです。

続いて、款21諸収入から34ページ中段の款22町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。40ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節24積立金では、財政調整基金に1億3,442万5,000円の積立てを行ったものです。

続いて、46ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の1,588万円の減額は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、48ページの見4老人福祉総務費、節27繰出金の319万2,000円は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ増減補正をしたものです。

続いて、50ページの見8後期高齢者医療費、節27繰出金の160万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分 of 主な報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

檀上議員、ページ数言ってください、ページ数。

○11番（檀上美緒子君） まず、ページ数というか、収入のところなのですけども、雑入の部分になるのか、ほかの国保だとか介護の部分では雑入のところには延滞金の部分の項目があるのです。令和3年、去年度から納税に関わっての滞納に関しての延滞金を徴収するというふうになっていたのですけれども、この一般会計の部分ではその延滞金の収入の部分の項目がなかったのですけれども、一切なかったからのせなかったのか、そういう考え方がないからのせなかったのか、その辺りまず1点お聞きしたいのですが。

それから、続けていいですか。幾つかあるのですけれども。

○議長（野村 洋君） たくさんありますか。

○11番（檀上美緒子君） はい。

○議長（野村 洋君） では、1つずついきましょう。

○11番（檀上美緒子君） まず、それお願いします。

○議長（野村 洋君） 報告なので、あまり詳しいことはあれなのですけれども。

○税務課長（柏渕 茂君） 今回専決自体がないので、こちらの項目に上がってきていないのではないかと思うのですけれども、決算のときになるとまた当然項目の中に上がってくるものがございます。今回専決の対象にはなっていないので、ここには上がってきていないということがございます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） ごめんなさい。意味がよく分からない。そしたら、ほかの例えば第2号の部分でいけば、この中に諸収入に延滞金及び過料という項目が入っているのです。これは専決に該当するけれども、一般会計の部分ではそういう延滞金とか過料に関しては専決事項にはならないということなのですか。

○税務課長（柏渕 茂君） お答えいたします。

今回補正する必要がなかったために、こちらのほうにのってきていないということがございます。今回は、補正専決するものについてのみここについて項目が上がってきて、それを今総務課長のほうから報告されていることがございますので、決算となるとまた別だと思うのですけれども、それぞれまた上がってくると思うのですけれども、今回はあくまでも専決補正したものについての項目のみ上がってきているということがございます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） そしたら、8ページ、9ページなのですが、今回町税の部分で町民税並びに固定資産税等について補正の部分でかなり増額補正されているわけです。とりわけ固定資産税の部分で滞納繰越金の部分がすごく増えているのですけれども、その辺りの理由というか、状況についてお願いいたします。

○税務課長（柏渕 茂君） お答えいたします。

この部分につきましては、当初やはりコロナの影響でかなり現年度も過年度についても滞納分についても減額されるであろうということで予算作成してございますけれども、その部分が我々考えた以上に影響が少なく、補正せざるを得なかったというような状況で、今回についてはその部分について専決させていただいてございます。

○11番（檀上美緒子君） 固定資産税の特に滞納の部分もコロナの関係ということですか。

○税務課長（柏渕 茂君） すみません。訂正させていただきます。徴収の猶予のあるところの税収の部分が今回当初予算の段階に含まれておりませんでした。その部分について今回入ってくるということで確定しましたので、その部分を補正させていただいているという形になっています。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） それと、70、71ページなのですが、款7商工費の部分の目1商工業振興費の節18負担金補助及び交付金の部分なのですが、森町特別支援金、一番下です。この減額がすごく大きくてびっくりしたのですが、必要性があまりなかったということなのだろうか。この辺り状況分かりましたらお願いします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

町内事業者1,400件を支援対象と予算計上しておりましたが、支援対象となったのが776件であったため減額としております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにいいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 報告第2号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページ目をお開き願います。本件は、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,782万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億5,499万5,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険税について精査し、増額したものでございます。

款4道支出金は、保険給付費等の確定により精査し、補正したものでございます。

8ページ、款5繰入金につきましては、事業費等の精査に伴い、一般会計繰入金を減額したものでございます。

款7諸収入につきましては、一般被保険者に係る延滞金、第三者納付金及び返納金について精査し、増額したものでございます。

10ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から12ページ上段、項5特別対策事業費までは、人件費、事務費等につい

てそれぞれ精査し、補正したものでございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費から16ページ中段、項6 傷病手当金までは、療養給付費等の確定に伴い精査し、減額したものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分につきましては、財源内訳を変更したものでございます。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費から18ページ中段、項2 保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業費について精査したものでございます。

18ページ下段から20ページ上段の款7 基金積立金につきましては、349万9,000円を増額したものでございます。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付金につきましては、保険税還付金及び還付加算金について精査したものでございます。

20ページ中段、項2 繰出金は、森町国保病院への繰出金を精査し、増額したものでございます。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第8 報告第3号

○議長（野村 洋君） 日程第8、報告第3号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 報告第3号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。本件は、令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,472万8,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1 後期高齢者保険料、項1 後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものでございます。

款3 繰入金及び款5 諸収入につきましては、会計の終了に伴いそれぞれ精査し、補正したものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。6ページをお開き願います。款1 総務費、項1 総務管理費及び項2 徴収費につきましては、人件費、事務費等の執行精

査により減額したものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査により減額したものでございます。

10ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付金につきましても、執行精査により減額したものでございます。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 報告第4号、専決処分した事件の報告についてご説明させていただきます。

本件は、令和3年度森町介護保険事業特別会計において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,381万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億9,880万6,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ545万3,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1保険料につきましても、特別徴収及び普通徴収保険料全体として357万5,000円を増額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページ、款8繰入金につきましても、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の確定により精査し、増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。16ページから18ページの款1総務費につきましても、人件費、事務費、認定審査費用等の執行精査により減額補正したものです。

18ページから26ページの款2保険給付費につきましても、各サービス費等の執行精査に

より減額補正したものです。

26ページから30ページの款4 地域支援事業費につきましても、各事業及び包括支援センター運営費等の執行精査により減額補正したものです。

32ページの款6 基金積立金につきましても、各サービス費等の確定に伴い増額補正したものです。

続いて、34ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1 サービス収入につきましては、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

36ページをお開き願います。歳出、款1 事業費につきましては、サービス計画作成委託料の執行精査により減額補正したものです。

款2 諸支出金につきましても、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 32、33ページなのですが、款6 基金積立金のところなのですが、今回介護給付費準備金積立金が5,964万2,000円になっているのですが、その補正の財源が国庫支出金並びに道支出金となっているのが何ともちょっと、どういうことなのだろうというのがあれなのですが、その関連性教えてもらえますか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、令和3年度においては、保険給付費や地域支援事業費に対する国、道補助金及び支払基金交付金が約4,000万ほど多く入ったため、この部分は令和4年度で基金を取り崩して返還することになっておりますので、多く入った状況でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第10 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、報告第5号 専決処分した事件についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1 ページ目を御覧ください。令和3年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ865万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,504万7,000円とすることとなり

ましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページ目をお開きください。歳入でございますが、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入及び目2居宅介護サービス費収入並びに項2自己負担金収入につきましては、入園者の入院によるものと入園者の自己負担金の変更によるものが主な要因でございます。

次に、款3繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5諸収入、項1雑入は、雇用保険料の自己負担分、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、主なものとして職員の人件費並びに需用費、委託料、負担金補助及び交付金などを精査したものでございます。

続きまして、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費につきましては、入園者のサービスに係る職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第6号、専決処分いたしました事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和3年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ1,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ51万2,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして1,000円を増額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、業務の執行精査によりまして不用額全額を減額したものでございます。また、節27繰出金につきましては、歳出予算の確定に伴いまして執行残となりました24万4,000円を増額いたしまして一般会計へ繰り

出したものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、続きまして報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ8,048万7,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、ウロの受入れ量の減少によりまして285万1,000円を減額したものでございます。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、業務の執行精査に伴い生じた歳入不足を補うために50万1,000円を増額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費235万円の減額につきましてご説明いたします。節3職員手当、節4共済費及び節10需用費につきましては、それぞれ業務の執行精査によりまして記載の金額を減額したものでございます。また、節12委託料の192万円の減額につきましては、ウロの受入れ量の減少に伴いまして乾燥処理の縮小により減額するものでございます。

以上、報告第7号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 以上で報告第7号を終わります。

◎日程第13 報告第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） 報告第 8 号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをお開き願います。本案については、令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第 3 回目となったものでございます。

第 2 条、令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものでございます。

収入、第 1 款病院事業収益 10 億 4,673 万 3,000 円に 694 万円を追加し、10 億 5,367 万 3,000 円とし、支出、款 1 病院事業費用 11 億 6,664 万 9,000 円に 877 万 4,000 円を追加し、11 億 7,542 万 3,000 円としたものでございます。

以下、2 ページ中段の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入でございますが、款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 3 補助金 694 万円の増額補正につきましては、年度末に決定した国保調整交付金をはじめ、交付額の決定により精査したものでございます。

次に、支出でございますが、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 5 資産減耗費 877 万 4,000 円は、MR I 等の除去に伴う価値減少を費用計上したものでございます。

以上、報告第 8 号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 8 号を終わります。

◎日程第 14 報告第 9 号

○議長（野村 洋君） 日程第 14、報告第 9 号 令和 3 年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第 9 号についてご説明申し上げます。

本件は、令和 3 年度森町一般会計継続費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款 4 衛生費の事業名、汚泥再生処理センター施設整備事業の 5 億 2,140 万 4,000 円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 9 号を終わります。

◎日程第15 報告第10号

○議長（野村 洋君） 日程第15、報告第10号 令和3年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款2総務費から款10教育費までの9事業の合計6億2,508万円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第10号を終わります。

◎日程第16 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第1号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○選管書記長（村本 政君） 議案第1号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

説明資料の1を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料に基づき説明いたします。提案理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、こちらの法律は国会議員の選挙等で国が市町村に対して負担する経費の基準を定めるものでございますが、この法律で定める選挙長等の報酬額が改正されたことに伴い、森町の条例で定める当該報酬額を法律で定める基準額に合わせようとするものでございます。

改正内容につきましては、投票所の投票管理者では日額1万2,600円を1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者では日額1万1,100円を1万1,300円に、投票所の投票立会人では日額1万700円を1万900円に、期日前投票所の投票立会人では日額9,500円を9,600円に、開票管理者、または選挙長では日額1万600円を1万800円に、開票立会人、または選挙立会人では日額8,800円を8,900円にそれぞれ改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第17、議案第2号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長(寺澤英樹君) それでは、議案第2号の森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて、資料ナンバー2の1ページ目の説明資料及び2ページ、3ページ目の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。それでは、説明資料を御覧いただきたいと思います。ご説明いたします。提案理由でございますが、原油価格高騰等の影響を受け、管理運営に支障を来している状況の中であっても入館者へのサービスを維持する必要があることから、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の入浴料の値上げについて本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、現行の料金区分に応じて、記載のとおり改正しようとするものでございます。

施行期日につきましては、町内利用者等への周知期間を考慮し、令和4年7月1日からといたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

○9番(河野文彦君) 今回原油価格高騰を受けての値上げというようなご説明なのですが、今後原油価格が以前のように戻った場合もこの料金というのは動かすつもりがあるかどうかお願いします。

○農林課長(寺澤英樹君) お答えいたします。

条例のほうにもありますように幅のある程度持たせて、町のほうと協議をして、料金を下げることにしましては両者、指定管理者のほうと町のほうと協議をして決定できることになっておりますので、その辺は指定管理者のほうと協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） これだけ上げて、影響が出るのかなという気はするのです、来館者の数値が。これで値上げすることによってどの程度年間の、年間でも月でもいいですが、収入が増えるのだと見込んでいるのかをお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、令和3年度において令和2年度と比較して、電気代、それからガス代、重油代、その他燃料、それから修繕料合わせて合計で533万9,512円、これが赤字になっているという状況でありまして、その金額を大人と子供、入館の割合を出したときに大体83.4%ぐらい大人が占めております。ですから、それを割り返しますと、年間その対象になる方が10万6,790人ぐらいいるわけです。単純にそういったところからいきますと、令和3年度ベースの入館者で計算していますので、令和3年度の入館者が約12万8,000人いるわけです。ですから、そこを下回るようなことがあれば当然また赤字が出てくるという状況になりますので、料金を500円ということで設定していますので、それ以上はちょっと指定管理者のほうも料金を上げることができないという話ししていますので、それ以上下がるようなことがあれば、指定管理料なども検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 値上げによって来館者が減るのだと私は思っているのです。というのは、ほかの類似の入浴施設というか、その辺と比較してみましたか。それと比べてどうなのでしょう、上げ幅とか料金とか。そういうのを比べてこの価格を設定したのかなとは思いますが、いかがですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かに管内の同様の施設の料金は確認をさせていただいております。ただ、いずれも料金の値上げを行っておりませんでした。ただ、やはり燃料の高騰等に伴って個別に自治体が燃料の高騰分を負担しているというケースがありましたので、将来的にまたこういう燃料の高騰が続くようであれば、そういった指定管理料なども検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、上川中部福祉事務組合の組合加入に伴い、規約の別表を改めることについて組合関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。資料ナンバー3を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、上川中部福祉事務組合の組合加入に伴い、規約の別表第1を改めることについて組合関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。資料ナンバー4を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第19、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第20、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、上川中部福祉事務組合の組合加入に伴い、規約の別表第1及び別表第2を改めることについて組合関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。資料ナンバー5を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第20、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第21、議案第6号 令和4年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,267万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ120億9,354万7,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費の補正は、第2表に記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金、項1国庫負担金の6万8,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金を減額するものです。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の6万円は、マイナンバーカード交付事務に係るタブレット端末の購入に係る補助金を計上するものです。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金の210万円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に係る補助金を計上するものです。節2児童福祉費補助金の1,074万6,000円は、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る補助金を計上するものです。

目3衛生費国庫補助金の47万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金を計上するものです。

続いて、款16道支出金、項2道補助金、目2民生費補助金の1,400万円は、介護サービス提供基盤等整備事業交付金を計上し、定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所開設事業者に対する道補助金を計上しております。

目7教育費補助金の27万9,000円は、幼稚園の保健衛生用品購入に係る費用に充当しようとするものです。

項3委託金の53万円は、参議院議員選挙、北海道知事及び道議会議員選挙に係る道の補助金を増額計上するものです。

次に、8ページをお開き願います。款19繰入金の財政調整基金繰入金5,991万円は補正財源として、地域振興基金の400万円は水道未普及地域飲用水確保対策事業に、ふるさと応援基金繰入金の3億6,888万4,000円は森町幼児教育・保育施設等整備基金積立金、もりまち応援券Ⅲ事業費補助金及び飲食プレミアム商品券販売事業補助金等にそれぞれ充当しようとするものです。

続いて、款21諸収入、項3受託事業収入の18万3,000円は、森幼稚園の広域入所受託事業収入を計上するものです。

項5雑入では、コミュニティ助成金300万円のほか、町外の方が森町内でワクチン接種をした場合の国保連からのワクチン接種料金収入6万8,000円とちやっぷ林館の指定管理者に交付した運営支援補助金の返還金850万8,000円をそれぞれ計上しております。

次に、10ページからの歳出についてご説明いたします。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査

したものですので、説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目7情報推進費の217万8,000円は、DXの環境整備及び各種関連業務に係る業務支援委託料を計上するものです。

目10定住対策費の100万円は、令和4年9月をもって任期満了により退任する地域おこし協力隊員の町内での起業などを支援するための補助金を計上するものです。資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

目11諸費の250万は、会所町第2町内会の松前神楽の装束等の購入に対し、コミュニティ助成金を交付しようとするものです。

項3戸籍住民基本台帳費の12万1,000円は、マイナンバーカード申請受付用のタブレットを購入しようとするものです。

項4選挙費、目2参議院議員選挙費では、議案第1号で説明した選挙長などの報酬引上げに伴う増額と、ポスター掲示板について4月会議において12区画から14区画となる見込みにより補正計上しましたが、その後道選管より16区画となると通知を受け、再度の増額補正をしようとするものです。

目3北海道知事及び道議会議員選挙費の増額も報酬額の引上げによるものです。

次に、12ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費の60万円は、国道5号線沿いの道の駅付近の防犯灯の修繕料を計上するものです。また、節27繰出金は、森町国民健康保険特別会計に対する繰出金を増額補正するものです。

目4老人福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の1,400万円は、定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所を開設しようとする事業者に対し、準備経費を補助しようとするものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。また、節27繰出金では、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計に対する繰出金をそれぞれ増額計上するものです。

目8後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を増額補正しようとするものです。

目9住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の210万円は、令和3年度に給付金を受給できない世帯に対し令和4年度の課税情報を活用し、臨時的な給付金を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る委託料を計上するものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節24積立金の2億円は、ふるさと応援基金から繰入れを行い、森町幼児教育・保育施設等整備基金に積立しようとするものであります。

目2保育所費、節10需用費の37万円は、新川保育所のガス給湯器取替え修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。

次に、14ページの目6低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金に係る費用を計上するものです。給付事務に係る会計年度任用職員1名分の

人件費、需用費、役務費、委託料など、事務費の合計74万6,000円と給付費1,000万円を計上するものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節18負担金補助及び交付金の400万円は、森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金について当初予算では6件分を見込んで計上しておりましたが、予定も含め既に8件の申込みがあることから、今後の申請も見込み、増額計上しようとするものです。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費の47万8,000円は、4回目のワクチン接種に係る事務費を増額計上するものです。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、16ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の49万6,000円は、道産牛乳及び乳製品の消費喚起及び需要拡大キャンペーンに係る補助金を森町営農指導対策協議会に交付しようとするものです。

目4畜産業費の47万1,000円は、牧柵修繕のための消耗品と輓馬大会会場整備のための原材料費を計上するものです。

目6駒ヶ岳ダム管理費の300万円は、畑地かんがい施設の管内洗浄に係る委託料を計上するものです。

項2林業費、目1林業総務費の3,000円は、北海道水源林造林協議会負担金を補正計上するものです。

目2林業振興費の6万1,000円は、熊のわな設置に伴う移動式クレーン及び玉掛け技能講習負担金を計上するものです。

項3水産業費、目3水産施設管理費、節12委託料、ホタテ貝殻試験処理業務委託料の4,800万円は、森町水産系副産物再資源化施設で受け入れたホタテ貝殻をセメントの原料として定量的な混合が可能か試験処理を行うための委託料を計上するものです。資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、18ページの款7商工費、目1商工業振興費の1億6,828万4,000円は、もりまち応援券Ⅲ事業と飲食プレミアム商品券販売事業に係る事務費等補助金をそれぞれ計上するものです。資料ナンバー12及び13を提出しておりますので、ご参照願います。

目2観光費、節10需用費の55万円は、道の駅の小破修繕料を計上するものです。

目3ふるさと応援対策費の850万8,000円は、ちゃっぷ林館の指定管理者に交付した運営支援補助金の返還金をふるさと応援基金に積立てしようとするものです。

款8土木費の104万5,000円は、砂原東地区の給水施設ゲートバルブ及びバイパス管の修繕を実施しようとするものです。

次に、20ページの款9消防費、節17備品購入費の140万3,000円は、消防砂原支署の暖房用ストーブが修理不能のため、新たに購入しようとするものです。また、コミュニティ助成金を活用し、プロジェクターやノートパソコンなど防火広報用の視聴覚資材一式を購入しようとするものです。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の21万8,000円は、尾白内小学校教員住宅解体に当たり、現地調査の結果アスベスト調査が必要と判明したため計上するものです。

項2小学校費、節3職員手当の2万7,000円は、会計年度任用職員の通勤手当を補正するものです。

次に、22ページの項4幼稚園費、節17備品購入費の23万9,000円は、道の補助金を活用し、幼稚園にCO₂モニターなどの保健衛生用品を購入しようとするものです。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、節10需用費の2万円は、郷土館の消防設備を修繕するものです。

項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の84万円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

次に、款12公債費は、公営住宅使用料の充当増により財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） ちょっとあちこちあれなのですけれども……

○議長（野村 洋君） では、1つずついきます。ページ数言ってください。

○11番（檀上美緒子君） まず、収入のところなのですけれども、8ページ、9ページ、雑入のところコミュニティ助成金ということで300万、そして先ほどの支出のところ砂原の神楽にいくというお話だったのですけれども、このコミュニティ助成金というのはどこから出るものなのですか。一般会計から出すということなのですか。その辺お願いします。雑入と言っているのだけれども、どこの。

○総務課長（濱野尚史君） このコミュニティ助成金なのですけれども、宝くじをやっています北海道市町村振興協会のほうから補助をいただいています、会所町の第2町内会についてはいただいている歳入、そこの部分については250万円なのですけれども、それを全額そのままそこの団体に補助しているということです。残りの50万円については、消費税で説明した広報用の視聴覚資材一式を購入するための財源の一部にこれは充てておりません。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） 支出のほうになるのですけれども、内容的にはあれだったのですけれども、非課税の社会福祉費……

○議長（野村 洋君） ページ数……

○11番（檀上美緒子君） ごめんなさい、12、13です。12、13の社会福祉の部分の目9の住民税非課税世帯のところなのですけれども、改めてきちんと説明されたほうがいいのかと思って質問するのですけれども、非課税世帯の臨時給付金の部分で、事務委託料だけで予算が計上されているわけなのですけれども、2回目の状況だということも含めて、給付額が予算化されていない理由について明確に説明していただければと思います。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今回の事業は国の政策で、かかる費用は全て国費で賄われます。先ほど報告でもありました昨年度の同事業で繰越した額があります。国のほうから今回の事業に当たって、繰り越した分で精査できる分についてはそちらのほうから使用すると。足りない分は補正するというふうな通達が来ていましたので、今回このような措置としております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） それと、同じページなのですが、児童福祉の部分で節24積立金なのですけれども、今回森町幼児教育・保育施設等の整備積立てで2億円入れるということなのですけれども、私この補正でやるという意図がちょっとよく分からないのです。1回目は、先ほどの中でもちょっと言ったのですけれども、去年積み立てました。今回2回目の2億円なのですけれども、補正でこれを積み立てるという理由というか、考え方を説明していただきたいのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

何でこれを補正でやるのかということなのですけれども、今回この2億円を積立てする財源は、ふるさと応援基金からの繰入金になっています。これについては、やはり令和3年度末の基金残高がはっきり分からないと、積み立てれるかどうかというところが詳細分からないところがあります。なので、令和3年度の補正の専決処分するに併せて令和3年度末の基金残高、これについて確定しますので、それをもって幾ら積むかということでやっていますので、どうしてもやっぱりこの6月の補正のタイミングになってしまいます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） ということはこれからも、ふるさと応援基金の活用として基金を立ち上げるということでしたから、ふるさと応援基金を活用するというのは私は大賛成なのですけれども、そしたら常に補正という形での積立金になっていくということになりますか。計画的なことではなくて。

○総務課長（濱野尚史君） 何か特別な事情がない限りは、それぞれの年度末の基金残高がはっきり分かった段階での計上となりますので、これからも補正で計上するという事になるかと思えます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） 14、15ページなのですが、児童福祉費の節18の低所得子育て世帯生活支援特別給付金なのですけれども、資料ナンバー9、ここで括弧のところに独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分というようなことが書かれてあるわけです。去年も同じような特別給付金が出されていたのですけれども、その説明のところに既に独り親世帯分の給付金が支給された対象は除くのだということが書かれてあったのですけれども、今回も独り親家庭にはもう既に出されているという解釈でよろしいのでしょうか。そのことを確認させてください。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

制度的には確かに議員お話しのとおり時点修正ですとか文言の整理若干ありますけれど

も、令和3年度の同時期に行いました給付金概要と同様の内容になっておりますので、独り親世帯、要は児童扶養手当を受給されている方は道から直接支給になるわけでございます。直接給付になる日にちの特定はまだ報告受けていませんけれども、一応6月中に道のほうから支給になるということでこの事業を進めておりますので、その方以外の部分ということで予算計上をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○11番（檀上美緒子君） 18、19ページ、商工費の部分の節18負担金補助及び交付金のところです。そして、資料ナンバーでいくと13になりますけれども、飲食のプレミアム商品券の事業なのですが、全協で説明されたときにもいろいろ意見、質疑があったのですけれども、今回も上限に関わって何も添付がないというのが非常に私としては不満が残っているものですから、その辺りの経過、現状についてお願いいたします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

購入の上限額につきましては、現在実施主体と協議中でございます。多くの町民が使用できるように個人で1セットないし2セットで販売する方向で考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 事業主体に納得させるということによろしいですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） 事業主体と協議の上、多くの方に使ってもらい、納得できるような形でいきたいと思っています。

以上です。

○2番（山田 誠君） 15ページ、保健衛生費の環境衛生費ですが、18番の負担金補助及び交付金、森町水道未普及地域の先ほど8件増えたと言ったかな。そして、これ希望者の場所分かりますか。何件で、場所どここと分かれば、今資料なければ後でも結構です。

○町民福祉課長（金丸義樹君） お答えいたします。

当初6件分600万円予算計上して、既に3件300万円が補助確定しております。そのうち今後補助申請が5件500万円来る予定ですが、この500万円につきましては全て砂原地区でございます。

以上です。

○2番（山田 誠君） それと、13ページ、民生費の社会福祉費の中の老人福祉総務費のこの中で介護サービスの関係で提供基盤整備の関係でございますけれども、1,400万補助ですけれども、件数書いていないのだけれども、1,400万になっていますけれども、これ1件のことか、それとも新しく森町に入ってくる方に出すのか、その辺どうですか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

町内の事業所1件に補助するものです。

以上です。

○2番（山田 誠君） 簡単ですけれども、11ページの総務費の総務管理費の負担金補助及び交付金の中で森町の地域おこしの100万円予算見えていますけれども、これ歳入のほうで一般財源になっていますけれども、これはこれでいいと思うのですけれども、資料の中で

交付税、特別交付税と書いているので、予算のつくり方のテクニックかどうか分かりませんが、これ交付税の中に特交と入れたほうがバランスがいいのではないかなと思うのだけれども。一般財源には間違いないのだけれども、資料の中で特交で入りますよと書いているから、これ何で特交の中で入れなかったのか、ちょっと目につきましたので、質問させてもらいます。

○総務課長（濱野尚史君） この事業に限らず、除雪経費ですとかいろんなもので特別交付税こちらからの資料等提出してなっていますけれども、その都度特別交付税予算計上しているわけではなくて、当初である程度見込んだ金額で、最終的には3月交付をもって調整するということになっていますので、これは国として特交措置があるよということここに記載していますけれども、実際これまでもそうですけれども、補正のたびにその特別交付税については補正計上しておりませんので、その辺ご理解していただきたいと思いません。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 私なぜ言ったかといったら、それだけでなく一般財源結構消費しているわけだから、できればこの部分については国で補填ありますよというイメージで書いたほうがいいのではないですかと今伺っているのです。ただ、これ一般財源であれば、また一般財源どこかから見つけてこないといけないでしょう。そう思いませんか。であれば、本来であれば目的税と同じなのだから、特交の部分が。こっちのほうにいきますよと書いたほうが議員の皆様方のほうにも印象がいいのではないかなということ今話したのです。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、交付税、特交措置100万円と言っているとしてもその分が100万円として入ってきているかどうかというのは、実際交付されている資料には明示されていないものですから、ちょっとはつきり分からないところがあります。仮にこれ歳入予算で特別交付税100万円で見込んでも、歳出のところの財源内訳の部分は一般財源というところで計上になりますし、そういう部分で都度特交措置あるというものについてあえて補正計上しておりませんので、その辺ご理解いただきたいと思いません。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時30分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

○9番（河野文彦君） 何点かあるので、順番に手短かにいきたいと……

○議長（野村 洋君） ページ言ってください。

○9番（河野文彦君） まず、11ページの地域おこし協力隊の支援補助金なのですが、すみません、金額的なことではないのですが、この補助の対象として、地域お

こし協力隊を終了した方が町内で起業というのは分かるのですが、町外に住んで、町内で起業でも対象になるのかどうか確認させてください。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

対象になります。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） この件は分かりました。町民ではなくなっても対象になるということで確認しました。この件は終わります。

次、13ページの基金、幼児教育・保育施設の基金の件なのですが、すみません、先ほど同僚議員の質問の中で2回目というような何か質問とありますか、そういうお話があって、要は令和3年度に1回積んで、これは令和4年度分で2回目だよというふうに僕ちょっと聞こえたものですから、その辺の確認をさせてください。これは、令和3年度に条例制定した基金の1回目の積立てなのかどうか、ここを確認させてください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

昨年基金の条例設置しまして、昨年の6月会議で1度2億円の積立てを行っております。今回は、令和4年度の今回でまた2億円を積むということで、基金の積立てということで考えれば2回目ということになります。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） この件了解いたしました。

続いて、17ページの駒ヶ岳ダム管理費の委託料なのですが、すみません、管内の洗浄というふうなご説明だったかと思うのですが、今回年度始まって間もなくの補正で、委託料の増額というのですか、この辺が出てきた理由というのをもう少し詳しく説明願います。

○農林課技術長（濱野真行君） お答えします。

昨年これの直近にあります仕切り弁の入替え工事を行いましたところ、内部に大量の付着物がありまして、それを行ったのが2月でございます。なので、判明したのが2月下旬ぐらいになりましたので、今回の補正とさせていただきます。

以上です。

○9番（河野文彦君） この件了解いたしました。

続きまして、同じく17ページの講習会負担金ということで、これわなを設置するためのクレーンの免許の講習費用というような説明だったかと思うのですが、すみません、ちょっと僕聞き逃していたら申し訳ないのですが、どなたへの免許の取得費用の補助なのか、お願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えします。

林務の担当者でございます。あと、資格は、熊の捕獲のわなのそれを移動するためのクレーンと、あと玉掛けの資格になります。

以上です。

○9番（河野文彦君） 確認させてください。役場の職員の方がわなの資格を取って、そのわなを移動させたり、設置したりするためのクレーンの免許ということではよろしいですか。

○農林課参事（佐藤 司君） 説明の仕方悪かったです。箱わなを移動させるためのクレーンと、あと玉掛けの資格になります。職員です。

以上です。

○9番（河野文彦君） では、実際に山に運んでわなを設置する場所に下ろすというような作業はしないということではよろしいですね。

○農林課参事（佐藤 司君） 現場に行って、熊の箱わなを運んで設置するための、職員がするための資格になります。

○9番（河野文彦君） 19ページの飲食プレミアム商品券なのですけれども、先ほど1人当たり1セットか2セットにするよう協議するというような答弁だったのですけれども、今の現在の協議状況として1か2で協議しているということなのか、それもなしでフリーになる可能性もあるのかということを確認させてください。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） 町側から1セットないし2セットで協議の方向で進んでおります。

以上です。

○9番（河野文彦君） ということは、今の協議、これからの進み方によっては、1ないし2という提案が蹴られて、フリーになる、幾らでも買ってしまうよというような状況もあり得るということですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） フリーになるとは考えていません。

以上です。

○9番（河野文彦君） 今回のこういった事業で、プレミアムも大きいですし、1人何セットまでにするかということは大変大事なところだと思うのです。それで、役場側からは1ないし2で提案している。提案しているという状態かもしれないのですけれども、協議の方向によっては1から2という数字がなくなってしまうかもしれないということですね。あり得るということですよ。結構それはこの事業を上程するに当たって物すごく大事な部分かと思うのですけれども、どのように考えているか再度お願いします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） そちらの購入上限につきましては、町側からも強く要望して、この形で進めるように考えております。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） 2つお聞きします。

14ページに新型コロナの部分がございすけれども、その新型コロナについてちょっとお聞きしたいのは、来週から第4回目が始まるというような資料での内容になっています。第4回目が来週からなるというようなことになっていますけれども、第3回目の接種やられた方が恐らくまだ50%台ではないかと、こう思うのですけれども、第1回、第2回が大

体8割以上、80%以上になっているのかと思いますけれども、第3回目がなかなか進んでいかないというような何かそういった情報があったら教えていただきたいというのと、第3回目が少なくなってしまうと、第4回目の方が第3回目を打った方に当然限られてきますから少なくなってくるという話になってくるのです。どうしても今新型コロナについて安心感がちょっと出てきたというか、そういう部分があるかと思しますので、気をつけなければならぬと思うのですけれども、そこら辺が分かっていたら教えていただきたいと思えます。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

昨日ホームページ上で公表しています新型コロナワクチンの年齢区分別接種率でいきますと、60代以上全て80%を超えているような状況で、70歳から79歳ですと89.6%ということですから、ほぼ9割に近い方が3回目接種を終えているというような状況になっています。それで、今お配りしている資料でいきましたら60歳以上の方は5,649人になっていますけれども、今週段階では5,752人になっております。あわせて、こちらの②の基礎疾患を有する方等を含めて、当保健センターでは大体7,000人を4回目の接種見込んで準備を進めているところですので、その辺で了解いただきたいと思えます。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） 3回目が80%を超えているということですか、対象者が。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

60代以上でいきますと80%は超えています。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） ですから、60歳以上の方だけが打つというわけではありませんから、特に若い方どうやって打つかというのがいろんな課題にもなっておりますし、そこら辺ちゃんとやっていかなければ駄目だからという意味で申し上げているのですけれども。

○保健センター長（宮崎 渉君） こちらの資料にも書いていますけれども、対象者は60歳以上の方と18歳から59歳の方は基礎疾患を有する方ということになっておりますので、その辺ご了承いただきたいと思えます。

3回目の接種率の全体は、現段階で68.6%になっております。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） それでは、もう一つお聞きします。

資料でお聞きしますけれども、11ページにホタテの貝殻の処理について今後の検討課題が載っております。全協等でも説明受けたので、中身についてはよく分かるつもりでございましてけれども、たまたま今回の広報にミネラル森盛という名前の同じやり方の肥料がありますということが出ておりました。参考的な話を教えていただきたいのですけれども、あのミネラル森盛、ちょっと名前が分からなくてすみません、はどのぐらいの販売量であったのか、そして今年はまだどのくらいを予定されているのかというようなこと分かりましたら教えてください。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

今回広報に掲載させていただきましたミネラル森盛につきましては、大体年間袋にして2,000袋を販売しております。1袋15キロでございますので、約3万トン程度町内の方々に販売しているような状況でございます。

以上でございます。

○10番（宮本秀逸君） それは、以前ちょっと見せてもいただいたのですけれども、ホタテの貝殻の粉碎度というのはどのくらいになっているやつなのですか。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

こちらのミネラル森盛につきましては、ホタテの貝殻はあまり混入されていないような状況にはなっておりますが、やはりふるいからどうしてもこぼれ落ちる分がございます、10ミリアンダーでホタテの貝殻ふるっておりますけれども、ミネラル森盛については、若干ではありますけれども、混入しているような状況でございます。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 私1点だけ、20ページの教育総務費の事務局費で、先ほど委託料で住宅の解体に対してアスベストの調査という部分であったのですが、これ当初予算で住宅解体でつけている予算にプラスされるものなののでしょうか、まず。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えいたします。

これにつきましては、当初予算にも計上しておりますが、尾白内地区の教員住宅の関係で、参考見積り徴取するために現地確認した結果、調査の検体数が増えたということで今回増額させていただいております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） それで、その当初予算に盛り込むときに、こういうことがどこかで解体をしたときに調査してまた補正となりますと、2か月以上工期が遅れていくわけです、解体するのに。住民からそうやって解体してほしいという部分できっと来ているのだと思うのですが、やはり当初予算のときからこういうものが必要であればしっかりと入れるべきなのではないかなど。ほかのものもこういうことが何回もあれば全部遅れていくのではないかと思うのですが、いかがですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えいたします。

今議員さんのおっしゃったとおり、次回からはきっちりやりたいと思いますので。

失礼します。

○14番（松田兼宗君） まず、11ページの総務管理費の情報推進費、自治体DX基盤構築関連業務支援委託料で217万8,000円なのですが、この具体的な中身を教えていただきたい。何を整備しようとしているのか。今の現状のままできないという意味なのでしょうか。その部分の違いというか、教えてください。

○総務課参事（東 克宏君） お答えいたします。

本予算につきましては、国のデジタルガバメント実行計画及び自治体DX推進計画に基

づきまして、当町においてもDXを円滑に推進するための環境整備と各種DX推進関連業務について支援していただくものとなります。主な業務としてこちらで考えておりますのは、現在の自治体基盤システムの標準化に向けた各種業務の最適化支援、次期自治体セキュリティポリシーの策定支援、次期自治体情報ネットワークの強靱化に対する支援業務を考えております。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） それというのは、ほとんど外部の人間に委託するという意味で捉えていいのですか。それとも、内部の今現在の職員で対応できるものなのか、その辺お願いします。

○総務課参事（東 克宏君） これまで内部のほうでいろいろ進めていた部分もありましたけれども、やはり専門的知識がないと非常に困難な部分もございまして、専門的な知識を持った方の支援をいただかないと業務が進められないというのを感じておりました。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） そしたら、今後はそういう職員の育成ということを考えていくのでしょうか。その辺お願いします。

○総務課参事（東 克宏君） お答えいたします。

当然自治体というか、職員の中でもある程度の知識を持った人間を育てていかなければ、今後例えば窓口業務のワンストップ化とかそういう関連に関しましてはやはり職員も全部知識を得ないといけないと考えておりますので、それらも含めましてこの支援業務で対応していければなと考えております。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） 商工の先ほどのプレミアムの商品券の話なのですが、資料ナンバーでいうと13番です。先ほどから同僚の質問を聞いていて、おかしいなと思っているのです、私。疑問に思っているのです。というのは、決まっていないことをこういう予算計上するということはあるのかという話なのです。1冊だけなのか、2冊か何も決まっていないとか、どういう形でやるのかというのを決まっていないことを意味しているのだと私は思うのです。これに書いてあるような事柄はある程度見えるけれども、これは書いてあることは決まっていることと理解していいのか、それともこれ自体、事業内容自体変わるということあり得るのですか。その辺お願いします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

実施主体と協議を詰めておりまして、この内容につきましては特に変更ないという回答をしたいと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） だから、さっきから上限の話随分出ていたので、それと全協のときに私言ったのは、町外の人でも売ったほうがいいのではないのという話は言いました。今回そういうようなことは、これでいうと町民の消費喚起と書いてありますから、町民だけ

に限定するのだろうかと思っ見ていますけれども、その辺を含めて考えると、残るとい
うことは100%のプレミアムですから、2,000冊が売れ残るといのはちょっと考えづら
いかなと思ながらも、やはり万がどういふふうになるかといのは分からない、見えな
い部分があろうかと思のです。それに対してはっきり方針を町としてこいう方針でい
くのだといことを打ち出せていないのかなと。事業主体のほうの話に引きずられてばか
りいと、どうも町側の意図するところと違う方向に進むのかなと思ったりもするのです
けれども、はっきり私は方針って持つべきだと思のですけれども、いかがですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えします。

こちらの事業につきましては、町と事業者、そして町民が一つのチームとなってまずは
不況を乗り越えていくとい事業でありますので、町内で消費を考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 先ほど言った1人1冊か2冊かとい、何か曖昧なわけです。何
でそれをはっきりこうだといふに決めれないでこの予算を出すのか、それが不思議な
ところだと私は思っているのです。その辺なのです、聞きたいのは。だから、ほかも変わ
るのかいとい話なのです。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） 実施主体と綿密な協議を行っておりますが、最終決
定までちょっと時間を要しておりましたので、その辺ご理解していただければと思
います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） あらかじめ時間の延長をしておきます。

◎日程第22 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第7号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補
正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億2,732万9,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金は、歳出で説明いたします高額介護合算療養費の増額補正によるものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳出で説明いたします職員手当の増額補正によるものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正は、職員の異動に伴い職員手当を補正しようとするものです。

款2保険給付費、項2高額療養費、目2高額介護合算療養費は、予算不足が生じたため増額しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第8号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億5,227万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入

についてご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金20万7,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費20万7,000円の増額につきましては、人事異動に伴い精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第9号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第9号についてご説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億1,374万7,000円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款8繰入金、項1一般会計繰入金198万9,000円の増額及び項3基金繰入金5万7,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします職員給与等事務費及び保険料等払戻金に充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費2万7,000円の増額につきましては、職員の通勤手当を補正しようとするものです。

項2徴収費4万4,000円の増額につきましては、介護保険料滞納者に係る財産調査手数料を補正しようとするものです。

項3介護認定審査会費12万円の増額につきましては、職員の扶養手当を補正しようとするものです。

款4 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費179万8,000円の増額につきましては、職員の給与、職員手当及び共済費を補正しようとするものです。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金5万7,000円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金を補正しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第25、議案第10号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ2億6,347万2,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金10万8,000円を増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページ目をお開き願います。歳出の款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費、節3 職員手当は、職員の住居の変更に伴う通勤手当、住居手当の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第25、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第11号

○議長(野村 洋君) 日程第26、議案第11号 工事請負契約の一部を変更することについて(森町汚泥再生処理センター建設工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長(山田真人君) 議案第11号 工事請負契約の一部を変更することについてご説明申し上げます。

資料14を提出しておりますので、併せてご参照願います。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和3年第1回森町議会12月会議の議決を得て締結した森町汚泥再生処理センター建設工事請負契約の変更契約書の一部を変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

変更内容を申し上げます。変更前の契約の金額23億1,038万5,000円、変更後の契約の金額23億1,242万円、203万5,000円の増額となります。

変更の理由でございますが、ストックヤード、車庫棟、重油地下タンク、洗車場等の新設に係る掘削工事において地中から転石が見つかり、埋め戻し土として利用するための追加工事が必要となり、契約金額に変更が生じたものであります。

なお、当該工事に係る契約金額の変更につきましては2回目となるもので、昨年11月会議において議決をいただきました補正予算の範囲内で行う追加工事となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

○11番(檀上美緒子君) 今説明の中に昨年の11月の工事請負の部分でこの石が出てきたということで補正予算通ったのですけれども、その範囲内の変更だということになるのですか。私ちょっとよく分からなかったのが今回の変更前のやつというのは、去年の12月7日の状況ですよ。それが今回変更ということなのですけれども、12月ということは、その11月の部分の補正で通ったやつはそこでの契約額の変更になっているのではないかなというふうにして思ったのですけれども、そういうことではないのですか。

○契約管理課長(山田真人君) お答えいたします。

11月会議で補正いただいて、12月に1回目の変更契約をしております。これ管理棟の場所から転石が見つかって、それに係る変更契約だったのですけれども、その11月の時点で補正いただくときに恐らく管理棟以外の場所からも同じような転石が見つかるだろうということで、そのときに概算といいますか、別の場所からも出てくるという想定の下、予算を計上させていただいたものでございまして、それがこのたびやはり石が出てきて、その追加工事が必要になったということで2回目の変更契約ということになります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにいいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第27、議案第12号 財産の取得について（汚泥再生処理センター施設作業車）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、汚泥再生処理センター施設作業車1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、1,050万5,000円でございます。取得の相手方は、亀田郡七飯町字峠下70番17号、日本キャタピラー合同会社函館営業所函館営業所長、佐藤義幸でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー15に入札及び契約状況表を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第27、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第13号

○議長(野村 洋君) 日程第28、議案第13号 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長(東谷直樹君) それでは、議案第13号についてご説明を申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、小型動力ポンプ付積載車1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、2,161万5,000円でございます。取得の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一でございます。

なお、参考といたしまして、資料の16に入札及び契約状況表を提出しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第28、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第29、議案第14号 財産の取得について（特殊浴槽）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、特殊浴槽一式でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、1,317万5,800円でございます。取得の相手方は、北海道函館市杉並町11番5の1号、海渡産業株式会社代表取締役、高橋新でございます。

参考といたしまして、資料ナンバー17に入札及び契約状況表を提出しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありますか。

○14番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、これ浴槽だけの値段で、設置料も含めての全部の込みの価格だというふうに理解していいのですか。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） ただいまの質問にお答えいたします。

この金額に関しては、特殊浴槽1台とシャワーチェア1台、フラット担架の全てを含んだ料金と設置から既存のものの廃棄処分の手数料も全て込みの金額となっております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） もう一点、浴槽を入れ替えるとなると、その部屋自体も改装とかが出てくるのではないかなと思うのだけれども、その辺は大丈夫なのですか。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） お答えいたします。

さくらの園開設してから2回目の特殊浴槽の購入となるのですが、前回の購入の際に床面を整備しておりますので、全て込みの金額となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第29、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第30、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（宮本秀逸君） それでは、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を説明申し上げます。

本案は、令和3年7月6日に設置されました議会改革調査特別委員会において議員定数の在り方を協議検討してきた結果、また町民との意見交換会を踏まえ、議員定数について改正内容のとおり森町議会会議条例の一部を改正しようとするものであります。

発議資料の新旧対照表を御覧ください。第1条中、議員の定数を16人から14人に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものであります。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

檀上議員、討論は賛成ですか、反対ですか。

○11番（檀上美緒子君） 反対。

○議長（野村 洋君） それでは、その場で結構です。

○11番（檀上美緒子君） ただいま16名の定数に対して14名、2名減の発議がされたわけですが、先ほどのお話にもありましたけれども、特別委員会の中でいろいろ議論もされました。意見交換会も砂原と森地区で行われました。その中で、14がいいとか16がいいとか、定数について特に住民の中からはこれだというような形ではなかったのですが、やるべきことを議会としてきちんとやってくればいいのか、議会の役割の本質的な問題が町民としては一番関心事なのだなということを率直に言って感じたところです。ですから、議会の中で、特別委員会の中で話されていますので、ほとんどそこでお互いの考え方は納得できたかとは思いますが、私はやっぱり基本的に民主主義の中で多くの意見が戦わされるというか、人数が多ければ多いだけいろんな多様な意見も出てくるものだというふうにして思っているわけです。ただ、いかんせん人口減少がかなり進んでいますので、森もなかなか歯止めがかからない状況で人口減少になっていますから、このまま定数そのままでもいいということにはならないだろうとは思いつつも、できるだ

け幅広い声を聞くということからすれば、削減はやむを得ないとしてもできるだけ最低の人数で抑えるということが重要なというふうにして思っています。ですから、1名の減がもしあれだったら妥当ではないかというふうにして思っているものですから、2名減というのはもう少し検討してもいいのではないかというふうにして思っていますので、反対いたします。

○議長（野村 洋君） 賛成の討論ありますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時19分

再開 午後 5時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

堀合さん、討論でしょうか、賛成の討論。

○7番（堀合哲哉君） 今までの委員会を通しまして、14名、要するに何で14名になったかということ、人口1,000人に対して1名の議員を選んだらいかかというような基本的考えを持ちまして、それで14名でいいと言った人のほうが圧倒的に数多かったのです。だから、それで対応できるのではないだろうかというようなことです。ですから、委員会でいろいろ議論されましたし、ただ町民の皆さんの意見を聞く場は設けましたが、実際こういう定数についていろいろ深い議論をしたかということそうではないのです。定数や報酬の問題よりも、議員自身が議員としての資格を持って一生懸命やっってくださいよというような内容が私の出た意見交換会については強かったようでございます。要するに叱咤激励までいかないけれども、何かそんな感じで受けました。ですから、私は、宮本議運委員長おっしゃったように14名の案で賛成をいたします。住民の声も全くそうだと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、ほかに討論ございますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議第1号に対して原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 請願第1号

○議長（野村 洋君） 日程第31、請願第1号を議題といたします。

お諮りします。本件については、秘密会で審議したいと思います。

秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっております。出席議員は現在16名であり、その3分の2は11名でございます。

秘密会で審議することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

秘密会とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） ただいまの起立者は3分の2以上で、したがって本件について秘密会で審議することは可決されました。

したがって、議員と事務局職員の以外の方並びに傍聴者の方は退場をしていただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時24分

再開 午後 5時54分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。念のため申し上げますけれども、あくまでもこの請願の採択することに賛成の方ということでこれから起立を求めますので、請願の成立を賛成する方の起立ということでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第32 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第32、意見書案第1号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第32、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第33、意見書案第2号 国民の休日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第33、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第34、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第34、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第35、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第35、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第36、意見書案第5号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第36、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第37、意見書案第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第37、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 意見書案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第38、意見書案第7号 水田活用の直接支払交付金の見直し
の中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第7号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第38、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 意見書案第8号

○議長(野村 洋君) 日程第39、意見書案第8号 森林・林業・木材産業によるグリー
ン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第8号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第39、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第40、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に

配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第41 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(野村 洋君) 日程第41、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして令和4年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和4年第1回森町議会6月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 6時03分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年6月7日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員